



これは、自衛隊の予備勢力を確保するため、陸上自衛隊の予備自衛官二千人を増員するためのものであります。

以上が防衛府設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。（拍手）

#### 防衛府設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（福田一君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。

渡部行雄君

〔渡部行雄君登壇〕

○渡部行雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました防衛府設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に関して、総理並びに関係大臣に對し質問をいたします。

私は、人間のあるべき本来の姿を追求しながら、本法案の求めるものが果たして人の道に合致するのかどうかをただしてまいりたいと思います。

一体人間は何を求めて生きているのでしょうか。死の静寂でもなければ安全な隸属でもありません。それは希望に満ちた自由と平和と豊かさであると思うのであります。そして、それらが思慮深い人々によって整理され、高い理性によって後世に引き継がれ、発展させていくべきものと思うのであります。これを支えるのは人間愛であり、人間は愛を信じずには生きられないのです。

多くの人々は生きるために人を愛し、愛するがゆえに生き続けておりますが、ある人々は生きるために人を殺し、また、ある人々は人を殺すために生きている。何というすさまじい矛盾でしょうか。この中最も殘忍な集団が、軍隊や自衛隊といいう名のもとに国家に雇われて、毎日、最新鋭の兵器で、いかにすればより大量の人を殺傷できるかという訓練を続けているのであります。

一般社会で人を殺せば殺人犯として処刑されますが、戦場で多くの人を殺傷すれば英雄として國家から勲章が授与されるのであります。この処刑と勲章の間に横たわる人間の倫理がいかに矛盾に満ちたいかげんなものであるかを思い知らされるのであります。（拍手）しかも、最も殘忍な組織的集團を、國家は善良な国民の税金で賄っているのであります。つまり本法案は、この殺人兵器を大量に買い込み、殺人予備訓練生を増員するものであるであります。

自衛隊の方々は、個々の人格としてはりっぱな

人間性を持ち主であります。たゞ組織の中に

入るや、血も涙もない機械のような別人になつてしまふのであります。もちろん、この責任は国家にあるのであります。問題は、命令に對して自分

の心を偽つても命令どおり実行する人間像と、

自分の心を偽ることのできない人間、つまり人間

同士の戦争を拒否し得る人間像とでは、どちらが

眞の人間としてあるべき姿でしょうか。総理にお聞かせ願いたいのであります。

次に、世界で最も権威のあるストックホルム国際平和研究所所長鑑「世界の軍事力81～82」の中では、「いずれの国もそれぞれ、目的はその国自身の安全保障を強化させることにあるとして軍事支出を正当化するのが常である。過去十年間、安全保障のため費やされた世界の軍事費は一九八〇年の価値で約五兆ドルに上る。その結果どうだろうか。十年前に比べてその国の安全がより不安定になっているとみなさない国が一国たりとも存在するかどうか疑わしい。逆にはどんどの国民が以前にも増して不安を感じているのが実情である。したがって軍事活動に消費された金は限られた資源が不当かつ悲劇的に浪費されたものとみなすことができる」と指摘しているのであります。私も全く同感であります。

そこで、総理及び防衛府長官は、これらの事実

に即して安全保障問題を考えますとき、従来のよ

うな軍備に力点を置くことがいかに無益な浪費で

あるかに気がつきませんか。また、最近の軍事技術の進歩は、核の抑止力としての機能を失わせつてあると言われております。しかるに、いまなお

アメリカの核の傘に入つて抑止力の神通力を期待することは、もはや時代おくれと言わなければなりません。この辺で考え方直されはいかがなものでしようか。（拍手）

次に、アメリカの日本に対する露骨な干渉は目余るものがあるのであります。たとえば、昨年レーガン政権に大きな影響力を持つアメリカの民間シンクタンク、ヘリテージ財团が「日本の防衛政策」と題する報告書を発表いたしました。

それによると、中でもひどいのは、自衛隊内部の欠陥という項目の中で、日本政府が潜在的な軍事的挑戦に對してとるべき有効かつ適切な対応として、これを短期と長期に分け、短期的には、航空及び海上部隊の改善に重点を置くべきであると

した。だが、それよりもっと重要なことは、日本が初めて自國の安全が極東、とりわけ朝鮮の平和と安定に密接に結びついていると公式に認めた

互安全保障条約を無期限に継続する願望を再確認した。さらに、一九六九年のニクソン大統領と佐藤首相との共同コミュニケで、日本は、日米双方は相

互に攻撃的兵器の保有や自衛隊の海外派兵の問題について、さらに非核三原則と武器輸出の制限を撤廃すべきであるという提言について、総理及び防衛府長官の対応と、その決意を国民の前に明確にしていただきたいのであります。

さらに、一九六九年のニクソン大統領と佐藤首

相との共同コミュニケで、日本は、日米双方は相

互に攻撃的兵器の保有や自衛隊の海外派兵の問題について、さらに非核三原則と武器輸出の制限を撤廃すべきであるという提言について、総理及び防衛府長官の対応と、その決意を国民の前に明確にしていただきたいのであります。

総理は、これを聞いておられてどのようにお感じになられましたか。独立国なら、その体面にかけお答え願いたいのであります。

また、攻撃的兵器の保有や自衛隊の海外派兵の問題について、さらに非核三原則と武器輸出の制限を撤廃すべきであるという提言について、総理及び防衛府長官の対応と、その決意を国民の前に明確にしていただきたいのであります。

さらに、一九六九年のニクソン大統領と佐藤首

相との共同コミュニケで、日本は、日米双方は相

互に攻撃的兵器の保有や自衛隊の海外派兵の問題について、さらに非核三原則と武器輸出の制限を撤廃すべきであるという提言について、総理及び防衛府長官の対応と、その決意を国民の前に明確にしていただきたいのであります。

総理は、これを聞いておられてどのようにお感じになられましたか。独立国なら、その体

広がっている反核運動を、反米運動に名をかりて抑制を求められた真意を明らかにしていたときのあります。反核イコール反米ならば、核の脅威イコールアメリカということになりはしないかと思うのでござります。いかがなものでございましょうか。

最後に、アメリカ帰りの外務大臣に帰国早々お伺いいたしますが、一体日本国民に対するおみやげは何でしようか。逆に大変な重い荷物を背負わされてお帰りになつたのではありませんか。六月のパリ・サミットまでの劇的な摩擦の解消を約束されたようですが、このとき、なぜあなたは、摩擦の原因はレーガンの軍拡政策にあるのだと一言言わなかつたのですか。それも、アメリカだけでなく、欧州にまでかせをはめられ、また、不公平なきわまりない日米航空協定の改定交渉破裂は、まるで日本にその責任があるかのような物の言い方をされておるのでございますが、なぜあなたはそのときに、不平等がなくなれば簡単ですよと一言言わなかつたのか、お伺いいたします。

第一日本は、余りにもアメリカに気がね過ぎて、不満を一層つのらせながら譲歩している。この譲歩が、アメリカの新たな圧力を誘発していると思うのであります。毅然たる態度で、言うべきことは言い合つて、不満を内包させないよう努めることこそ、眞の友好を深める外交と思うのであります。

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしま

外務大臣は、パリ・サミットまでどのような手立てを講じようとなされるのか、国民の前に明らかにして、納得のいく御説明をお願いいたしました。また、二十四日のブレジネフ演説をどのように評価されているのかお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしま

最初に、自衛隊の任務と人間の良心の関係につ

いて御意見がありました。御承知のように、現在の自衛隊は、戦前の旧軍隊と異なり、徴兵制ではなく任期制の志願制度を採用し、その任務も、非法な武力侵略があつた場合に初めてわが国領土と國民を守るために抵抗し、排除することを使命とするものであります。このように、平和憲法のもと、専守防衛に徹するわが国の自衛隊は、自衛のための組織でありますから、御指摘のような非人道的集團ではないかとの御意見は当たらないと思ひます。

次に、軍事力に力点を置く安全保障の考え方を改めよとの御意見でありますたが、繰り返し申し上げておりますように、わが国は軍事大国とならず、米国との安全保障体制を基軸として、憲法及び基本的な防衛政策に従い、着実な防衛力の整備を進めているところであります。もとより國の安全は、単に防衛力を増強することをもって確保されるわけではなく、資源エネルギーなどの多くを海外に依存するわが國が安全と平和を維持するためには、各般の施策を整合性を持って推進する必要があります。總合安全保障政策の確立が必要であり、このことは私が就任以来一貫してとつてきでおるところです。

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしま

内政干渉などとは考えておりません。もとより、わが國の防衛に係る諸問題は、あくまでもわが國

が自身が自主的に決定すべきものであることは、いきさら申し上げるまでもありません。このことは

米国政府も十分理解しているところであります。

また、非核三原則及び武器輸出三原則について

は、政府は、今後ともこれを守っていく決意であります。

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしま

次に、軍縮の問題についてお尋ねがございました。

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしま

た。渡部謙賀御指摘のとおり、わが国は唯一の被

爆国として、平和憲法のもとに非核三原則を堅持

しております。核軍縮を初めとする軍縮の促進に努力することはわが國の責務であります。私は、来る第二回国連軍縮特別総会には、そのようなわが國の平和國家としての立場から、核の廃絶を含めた全面完全軍縮を実現の目標としつつ、核軍縮を中心とした軍縮の促進を強く訴えたいと思ひます。なお、その具体的な内容については現在構想を練つてゐるところでありますが、核実験の全面禁止、核不拡散体制の強化などの具体的な軍縮措置の促進を強調したいと考えております。

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしま

す。

損なわれていないと考えております。

海外派兵の問題でございますが、政府は、従来から、憲法のつとり専守防衛の立場を堅持し、他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるような装備は保有をしないこととし、また、いわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えることから海外派兵は行わないこととしておりますが、このような考え方方は今後とも堅持をしてまい

ることを考えております。

G N P 比一%の問題でございますが、当面、各年度の防衛関係費が G N P の一%を超えないことをめどとするという昭和五十一年十一月の閣議決定につきましては、現在政府としてこれを変えることは考えておりません。(拍手)

### ○議長(福田一君) 榎利夫君。

(榎利夫君登壇)

○榎利夫君 私は、日本共産党を代表して、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について質問いたします。

いま世界各地の草の根からあらしのように広がるもの、それは限定核戦争反対、核兵器の廃絶、軍縮を求める理性の声であり、力強い運動であります。この二十一日、「82年・平和のためのヒロシマ行動」に二十万の人々が参集したのも、そのあかしであります。N H K その他の世論調査でも、実に八割の人が核戦争の危険を感じ、六割から七割の人が軍備増強に反対しているのです。ところが、鈴木内閣は、まさに日本と世界の世論に挑戦するかのように、自衛隊員を約二千名増員し、予備自衛官も一千名増員する新たな軍拡案を国会に提案しているのであります。加えて、この自衛隊増強法案は、失業、倒産、重税に悩まされる国民の一兆円減税要求にゼロ回答をした、そのやさきに出されてきたのであります。さらに、この自衛隊増強法案は、いわゆる行政改革の名で國家公務員を来年度に千四百三十四人削減する内閣の方針と引きかえに出てきたものであります。

この意味で、まさに政府は、憲法違反、対米從属の自衛隊を国民世論からも聖域にし、予算面でも聖域にし、さらに人員面でも聖域にして、ひたすら増強しようとするものと言わざるを得ませんが、総理の所見をお伺いいたします。

第二に、自衛隊増員の中身の重大さであります。今回の増員は、まず護衛艦や潜水艦、対潜哨戒機 P 3 C 、戦闘機 F 15 などの就役に伴うものとされております。特に P 3 C については、情報収集に直接携わる音響業務隊とプログラム業務隊の要員が初めて計上されております。次いで、日米防衛協力、つまり日米共同作戦のガイドラインの研究スタッフの増員であり、さらには、大本営とも

増であります。それらは眞の日本の平和と安全にとって見逃せない、ゆみしい問題であります。対潜哨戒機 P 3 C について言えば、すでに今国会で、政府は、日本に直接攻撃のない極東有事の際でも、自衛隊の P 3 C の得た第三国の中の潜水艦情報を米軍に流れることを事実上認めております。これは朝鮮半島など極東地域で米軍の引き起こす第三国との戦争に、日本が情報提供という形で参戦することであり、また、政府自身が憲法違反だとしている集団的自衛権の行使となるものであります。

第三に、きわめて深刻な問題として、レーガン総理にお伺いします。政府は、極東有事の際、米軍に補給など協力することは憲法上できないと述べていたはずであり、鈴木内閣として、P 3 C などによる第三国の軍事情報の対米提供は憲法に照らして行わない」と明言すべきだと考えますが、いかがでありますか。(拍手)

第三に、きわめて深刻な問題として、レーガン

総理にお伺いします。政府は、極東有事の際、米軍に補給など協力することは憲法上できないと述べていたはずであり、鈴木内閣として、P 3 C などによる第三国の軍事情報の対米提供は憲法に照らして行わない」と明言すべきだと考えますが、いかがでありますか。(拍手)

第三に、きわめて深刻な問題として、レーガン

とは、アメリカ本土を聖域とし、アジア、中東、ヨーロッパなどを限定して核戦場にしようといふ、残虐非道な戦略であります。アジアにおける限定核戦争とは、日本人を皆殺しの、そのような核戦場に日本列島をするものであります。

ところが、このレーガン政権の限定核戦争構想について、鈴木総理は、あらゆる攻撃に有効な態勢をとるものだと、核の抑止力にすぎないなどと再三弁護し、さらに一昨日は、高まる核兵器廃絶運動を反米運動にならぬよう、抑える態度を示しました。これはきわめてゆみしい問題であります。レーガン氏みずから、昨秋、二回続けて核使用に触れ、戦術核兵器は大砲のようなもので、戦場で撃ち合ふことがあり得ると明言しているのであります。米陸軍の戦闘教義も、戦術核の先制使用を述べております。さらに、核抑止力とは、使用しないものではないのであって、いわゆる抑止力と抑止力、この衝突こそ、まさに戦争な

のではありませんか。

鈴木内閣が、あくまでレーガン政権の限定核戦争構想を弁護し、核兵器廃絶の運動を抑えようとするなら、広島、長崎の悲劇を知る日本国民は、必ずからんの平和と民族的生存のため、鈴木内閣に

おつもりなのかどうかをお尋ねするとともに、一昨日の発言を取り消すよう求めるものであります。(拍手)

第五は、アメリカ政府の対日軍圧力をに対する政府の態度についてであります。

最近、内政干渉的な軍拡の圧力が相次いでおります。それも、安保ただ乗りをやめて防衛料を払えとか、空中警戒管制システム A W A C S を購入せよとか、日本は空母の建造、そのための硫黄島の近代装備が望ましいと述べるなど、言語道断と言わなければなりません。(拍手)

アメリカは、今日でも、いわゆる日米同盟の安保条約によって百十六の軍事基地を置き、日本列島を不沈空母として利用しているのであります。

しかも、年間五百億円もの日本国民の血税を思ひ予算につき込ませて、宿つき、保育園つきの優雅な安保ただ乗りを満喫しているのであります。その上、貿易と軍事費をリンクさせてまで一

層の軍拡を日本に迫つております。

鈴木総理、あなたの櫻内外相は、二十三日ワシントンでアメリカ万歳と叫んだそうであります。が、あなたの内閣は、アメリカの無法な軍拡圧力に対しても、言う見識もなければ勇氣もないのではありませんか。お答え願います。(拍手)

第六。鈴木総理は、昨年の日米首脳会談の際、ナショナル・プレス・クラブで、第七艦隊の中東出動の留守を肩がわりして、領海はるか遠く一千海里の公海上にありもしない航路帯を想定し、それをわが国の自衛の範囲としていくと声明されました。櫻内外相は、それを約束事とは受けとめていない、こう答弁しておりますが、アメリカ側が、首相声明を公約として軍拡要求をエスカレートしてきたことは周知の事実であります。

それだけに、当事者である総理に重ねてお聞きいたします。あなたは、わが国の領域でもない周辺海域五百海里、航路帶一千海里なるものを自衛の範囲、防衛の範囲だとする声明を修正する気はないのでありますか、どうでありますよう。

第七。私は、最近の世論動向について一言お聞きしておきます。

史上最高の軍事費を組んだレーガン米大統領の支持率が、昨今の世論調査では四割に急落しております。日本の軍事費を戦後最高に突出させた鈴木内閣も、支持率が二割台に低落しております。世の注目を引いているこの事実に、総理はどういう御感想をお持ちなのでしょうか。

最後に、日本の安全は、西側軍事ブロックの一員として守られるものでもなければ、東側軍事ブロックの一員として守られるものでもありません。世界の一員として、軍拡ではなくて軍縮を、軍事同盟ではなくて非同盟を目指してこそ、日本の真の安全と明るい国際関係が保障されるものであります。それゆえにも、今回の自衛隊増強の防衛法は大いなる逆行であることを指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたしました

す。

最初に、自衛隊が聖域化しつつあるとの御批判がありました。政府は、憲法及び基本的な防衛政策に従い、わが国の防衛のため必要最小限度の防衛力を整備しているところであり、自衛隊を聖域化しているものではないことは明らかでござります。

次に、核兵器の問題についてお答えをいたしました。

従来から申し上げているとおり、構議員御指摘のレーガン米大統領の発言は、基本的には、米国として、いかなる攻撃に対してもこれに対応し得る有効な態勢をとることをその抑止力の基本としているという趣旨を述べたものと認識しております。

そもそも抑止力とは、武力紛争を未然に防止するためのものであり、米国としては、ヨーロッパ

のレーガン米大統領の発言は、基本的には、米国として、いかなる攻撃に対してもこれに対応し得る有効な態勢をとることをその抑止力の基本としているという趣旨を述べたものと認識しております。

なお、非核三原則は、平和国家たるわが国の最も重要な基本政策の一つとして、これまで内外に繰り返し表明してきているところでありますので、すでに国際的にも十分認識されているものと考へております。したがって、政府としては、これを法活性化する必要があるとは考へております。

そもそも抑止力とは、武力紛争を未然に防止するためのものであり、米国としては、ヨーロッパ

のレーガン米大統領の発言は、基本的には、米国として、いかなる攻撃に対してもこれに対応し得る有効な態勢をとることをその抑止力の基本としているという趣旨を述べたものと認識しております。

なお、反核を反米にしてはならないという私の考え方についてお尋ねがございました。

まず、私は、構議員の御質問の全体を流れる反米的な立場は、わが自由民主党政府とは全く異なる立場のものであり、大多数の国民感情とも異なつたものであるということをこの際申し上げておきます。(拍手)

わが国は、核軍縮の問題については、従来から

し、世界の平和と安全のために、大局的見地に立って核軍縮の実現に努力するよう強く求めてきております。

昭和五十七年三月二十六日 衆議院会議録第十三号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

○内閣総理大臣伊藤宗一郎君登壇

ております。このように、核軍縮を訴えるに当たって、私としては、すべての核兵器国、とりわけ米ソ両国が核軍縮の実現に率先して努力すべきであると考えます。核軍縮の訴えが米国に対してのみ向けられるということになつては片手落ちであります。(拍手)

なお、非核三原則は、平和国家たるわが国の最も重要な基本政策の一つとして、これまで内外に繰り返し表明してきているところでありますので、すでに国際的にも十分認識されているものと考へております。したがって、政府としては、これを法活性化する必要があるとは考へております。

レズ・クラブの発言についてありますが、私が海上防衛力の整備について述べた内容は、従来から政府が国会等でしばしば明らかにしていることであると考えます。核軍縮の訴えが米国に対してと全く同じでありまして、その発言を訂正する考えはありません。

最後に、鈴木内閣の支持率に防衛費が影響していると御心配いただきましたが、私も世論の動向を踏まえて政治を運営しておりますが、政府が一貫してとつたわが国安全保障政策は、わが国の平和と安全を確保していく上で正しい道であると御理解をいただいているものと確信をいたしております。

残余の点につきましては、所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

○國務大臣伊藤宗一郎君登壇

○國務大臣(伊藤宗一郎君) 総理から余すところなくお答えがございましたので、私からはただ一

点、軍事情報の対米提供についてございますが、日米安保体制下において、日米が平素から、軍事情報を含め、相互に必要な情報交換を行なうことは当然のことあります。防衛庁としては、今後においても、必要に応じ、情報交換を行なってまいります。

また、わが国は、わが国が安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するために、米軍に施設、区域を提供しているものであります。日米安保条約を基軸としてわが国

の安全を確保するということについては、広く国民のコンセンサスがあることは御承知のとおりであります。

なお、日米安保条約に基づき、わが国を防衛する立場にある米国が、わが国の防衛力整備につき関心を有することは自然なことであります。しかし、いざれにせよ、わが国といたしましては、自

主的に、かつ、憲法及び基本的な防衛政策に従つて、わが国の防衛力の整備を行つて考えてあります。この点は、米側も十分理解しているところであります。

なほ、日米安保条約に基づき、わが国を防衛する立場にある米国が、わが国の防衛力整備につき関心を有することは自然なことであります。しかし、いざれにせよ、わが国といたしましては、自

主的に、かつ、憲法及び基本的な防衛政策に従つて、わが国の防衛力の整備を行つて考えてあります。この点は、米側も十分理解しているところであります。

なほ、日米安保条約に基づき、わが国を防衛する立場にある米国が、わが国の防衛力整備につき関心を有することは自然なことであります。しかし、いざれにせよ、わが国といたしましては、自

主的に、かつ、憲法及び基本的な防衛政策に従つて、わが国の防衛力の整備を行つて考えてあります。この点は、米側も十分理解しているところであります。

〔本号末尾に掲載〕

○法律案(内閣提出)  
日程第一 国立学校設置法の一部を改正する

○議長(福田一君) 日程第一、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長青木正久君。

○國務大臣伊藤宗一郎君登壇

○國務大臣伊藤宗一郎君登壇



官報(号外)

上げます。

初めに、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、良質な賃貸住宅の供給を促進するため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について、政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を、昭和六十年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、去る二月十日本委員会に付託され、三

月十九日提案理由の説明を聴取し、同月二十三日質疑を終了、採決の結果、本案は賛成多数

て原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、同法律の附則において定められている要

請土地区画整理事業及び住宅金融公庫の貸付金利

の特例措置についての適用期限を、昭和六十年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、去る三月十二日本委員会に付託され、

同月十九日提案理由の説明を聴取し、同月二十三日質疑を終了、討論、採決の結果、本案は賛成多

数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉などをあわせ増進するため、琵琶湖総合開発計画を変更して、引き続き琵琶湖総合開発事業を推進することとし、同法律の有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、去る二月九日本委員会に付託され、三

月十九日提案理由の説明を聴取し、同月二十四日

質疑を終了、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、四項目にわたる附帯決議が付されました。

以上が内閣提出の三法律案の御報告であります。

次に、建設委員長提出の二法律案について申します。

て、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨

時措置法の一部を改正する法律案について申します。

この臨時措置法は、昭和二十七年四月議員立法として制定されて以来、五回にわたり期限の延長が行われ、これにより各般の事業が実施されています。

しかししながら、同地帯の現状は必ずしも満足すべき状態にあるとは言えないものとして現

在なお、たび重なる災害による厳しい環境と農業生産力の低位性から脱却するに至らず、加えて近年の都市化の進展に伴い、特殊土壤に起因する災害が多発し、その態様も多様化しつつある状況にあります。

以上の観点から、同法の目的の完全な達成を図るため、同法の有効期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

次に、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉などをあわせ増進するため、琵琶湖総合開発計画を変更して、引き続き琵琶湖総合開発事業を推進することとし、同法律の有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、去る二月九日本委員会に付託され、三

月十九日提案理由の説明を聴取し、同月二十四日

絶された外海離島であるため、島民が強く要望している港湾及び漁港の水域施設及び外郭施設の整備は、なお著しくおくれている実情にあります。

以上の実情に対処するため、現行法において、昭五十六年度までの間を十分の十の割合とされ

ている港湾及び漁港の水域施設及び外郭施設の整備に対する國の負担割合の特例について、その有効期間を同法の有効期限である昭和五十八年度までの二ヵ年間延長しようとするものであります。

なお、本案の成案決定の際に、内閣の意見を求めましたところ、やむを得ないものとの意が表されました。

以上が二法律案の趣旨の説明であります。二法律案はいずれも三月二十四日の建設委員会において、同法の有効期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長し、内閣の意見を求めましたところ、やむを得ないものとの意が表されました。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも可決いたしました。

○議長(福田一君) 〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 〔異議なし〕と呼ぶ者あり

第二に、地方税負担の適正化及び地方税源の充実を図るため、固定資産税における評価がえに伴う税負担の調整、法人の住民税及び事業税の徴収猶予割合の縮減並びに不動産取得税等に係る非課税等の特別措置の整理合理化を行うこととしております。

第三に、固定資産税、特別土地保有税等につき、市街化区域農地に対する課税の適正化措置等土地税制についての所要の措置を講ずることとしております。

第四に、日本国有鉄道の公害防止設備に係る市町村納付金の特例措置の適用期限を延長することとしております。

本案は、二月二十三日当委員会に付託され、三月十八日世耕自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行いました。

去る二十三日質疑を終了し、次いで、日本社会党提出の修正案並びに公明党・国民会議・民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合の三党共同提出の修正案について、それぞれ趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決の結果、両修正案は、いずれも賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は、一月二十九日本委員会に付託され、三月二十三日政府から提案理由の説明を聴取し、三月二十三日質疑に入り、これを終了し、討論を行った後、採決いたしましたところ、本案は多數をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。

次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、郵政審議会を改組するとともに、有線放送審議会を廃止して、電気通信審議会を設置しようとするものであります。

本案は、一月二十九日本委員会に付託され、三月二十五日政府から提案理由の説明を聴取した御報告申し上げます。

日程第九 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

#### 日程第十 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第九、労働省設置法の一部を改正する法律案、日程第十、郵政省設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長石井一君。

労働省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石井一君登壇〕

労働省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

後、質疑に入り、これを終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

まず、日程第九につき採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第九につき採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより可決いたします。

まず、日程第九につき採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

御承知のとおり、わが国における情報化の進展は、コンピューターの設置台数も米国に次いで世界第一位を占める等著しいものがあり、情報産業も大きく発展してきておりますが、プログラムの開発を行なうソフトウェア業の発展はまだ十分ではなく、プログラムの流通は諸外国に比べ立ちおくれていて、実情にあります。

今後、情報化の一層の進展に伴い、近年、価格が上昇しているプログラムについては、割賦販売やリースによる取引の増加が見込まれておりますが、信頼力の乏しい中小企業におけるプログラムの取引の円滑化を図り、ソフトウェア業の振興に資するプログラムの流通を促進するためには、信用補完の措置を講ずることが必要となっております。

本案は、このようないまの現状に鑑み、現行の機械類信用保険制度を拡充し、プログラム信用保険制度を創設しようとするものであります。その主な内容は、

第一に、法律の目的に、中小企業の経営管理の合理化及びソフトウェア業の振興に資することを加えること、

第二に、割賦販売契約、購入資金借入保証契約及びリース契約に、プログラムに係る取引を加えること、

第三に、保険の対象となる機械類に、プログラムを加えること、

第四に、保険契約の相手方として、プログラム作成の事業を行なう者等を加えること等であります。

本案は、去る二月九日当委員会に付託され、二月二十四日安倍通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、三月二十四日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は、一月二十九日本委員会に付託され、三月二十三日政府から提案理由の説明を聴取し、三月二十三日質疑に入り、これを終了し、討論を行なった後、採決いたしましたところ、本案は多數をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。

次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、郵政審議会を改組するとともに、有線放送審議会を廃止して、電気通信審議会を設置しようとするものであります。

本案は、一月二十九日本委員会に付託され、三月二十五日政府から提案理由の説明を聴取した御報告申し上げます。

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は、郵政審議会を改組するとともに、有線

放送審議会を廃止して、電気通信審議会を設置しようとするものであります。



○羽田野忠文君登壇　ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、商号専用権の悪用を防止し、商号の保全を図るため、商号の仮登記の制度を拡大しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、会社は、その商号または目的を変更しようとすると、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができるものとすること。

第二に、発起人または社員は、株式会社または有限会社を設立しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができるものとすること。

第三に、新設に係る商号の仮登記の予定期間は、一年を超えることができないものとするなどであります。

委員会においては、三月十九日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、本日質疑を終了、直ちに採決を行つたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小里貞利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部

(議院運営委員長提出)

○議長(福田一君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議院運営委員長提出)

○議長(福田一君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議院運営委員長提出)

○議長(福田一君) 両案を括して採決いたしました。

○議長(福田一君) 御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 両案を括して採決いたしました。

○議長(福田一君) 御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 両案とも可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたしました。

(政府委員退任)

一、去る二十二日、荒尾事務総長から古井裁判官弾劾裁判所裁判長及び指宿参議院事務総長あて、本院は裁判官訴追委員石田幸四郎君辞職につきその補欠として沖本泰幸君を選任した旨通知した。

一、去る十九日、荒尾事務総長から古井裁判官訴追委員会委員長及び指宿参議院事務総長あて、本院は裁判官訴追委員石田幸四郎君辞職につきその補欠として沖本泰幸君を選任した旨通知した。

(報告書受領)

一、昨二十五日、内閣から次の報告書を受領しました。

昭和五十六年度第一・四半期における国庫の状況

出席國務大臣 内閣総理大臣 鈴木 善幸君  
法務大臣 坂田 道太君  
外務大臣 櫻内 義雄君  
午後一時五十四分散会

○鈴木民輔君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(福田一君) 本件は、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたしました。

(政府委員退任)

一、去る二十三日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、二十二日付をもつて人事官加藤六美は任期満了により退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る二十三日、福田議長は、鈴木内閣総理大臣申し出の次の者を、第九十六回国会政府委員



昭和五十七年三月二十六日

## 衆議院会議録第十三号 朗読を省略した議長の報告

四四八



## 一について

単位料金区域については、昭和三十七年に全国的に設定されたものであるが、府中市の単位料金区域は、当時における当該地域の住民の利用する交通の便など生活圏の実態に照らし、そ處して設定され、現在に至っている。

## 二及び三について

単位料金区域は、基本的に、その地域の社会的・経済的関連性、地勢及び行政区画を考慮して昭和三十七年に設定されており、その変更についても、通話料の変動、電話番号の変更等を伴うなど利用者にとって社会生活上不便を生ずるという問題も生じ、加えて、日本電信電話公社においても変更する地域の線路の付け替え、局内設備の大規模な改造等に膨大な設備投資を要するなど困難な問題が多いことから、原則として行わないこととしている。

なお、単位料金区域を行政区画に合わせることについては、変更する地域がごく一部の範囲に限定され、しかも、変更のために要する設備投資が比較的小額であることのほか、電話番号等の変更について当該地域の加入者の全員一致の合意があることなどの要件を前提として、例外的に実施したことはある。

## 四について

このような電話料金に関する問題を解決するためには、第九十四回国会における衆議院通信委員会の昭和五十六年四月十六日付け附帯決議に取り上げられたグループ料金制の導入も一つの方法であるが、現在、通話料の遠近格差の是正等も含め通話料金体系全般について検討しているところである。右答弁する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

## 国会に提出する。

昭和五十七年二月三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

国立学校設置法の一部を改正する法律

の一部を次のよう改正する。  
第三条の二第一項中「島根大学」を「島根大学医学」に改める。

第四条第一項の表九州大学の項中「温泉治療学研究所」を「生体防護医学研究所」に、「温泉治療学に関する」を「生体防護医学に関する」に改める。

附則第三項中「一万四千八百四十一人」を「一万六千二百三十八人」に改める。  
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

## 右報告する。

昭和五十七年三月十九日

文教委員長 青木 正久

衆議院議長 福田 一殿

旅行業法の一部を改正する法律案

## 国会に提出する。

昭和五十七年三月九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

理由

島根医科大学に大学院を設置し、九州大学の温泉治療学研究所の名称及び目的を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律案の要旨及び目的

国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

旅行業法の一部を改正する法律

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のよう改正する。

第一条中「実施する」を「実施し、あわせて旅行業を営む者の業務の適正な運営を確保する」に、「旅行業を営む者の行なう取引の公正を確保し、もつて」を「旅行業に関する取引の公正の維持」に、「に資する」を「を認める」に改める。

第二条に次の二項を加える。

3 この法律で「主催旅行」とは、旅行業を営む者が、あらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業を営む者に支払うべき対価に關する事項を定めた旅行に關する計画を作成し、これに参加する旅行者を広告その他の方法により募集して実施する旅行をいう。

4 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

3 昭和四十八年度以後に設置された国立医科大學等に係る職員の定員を改めること。

4 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

島根医科大学に大学院を設置し、九州大学の温泉治療学研究所の名称及び目的を改めること等の措置を講ずることは妥当であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十七年度文部省所管国立学校特別会計予算に、約三十五億二千万円が計上されている。

第三条の二第一項中「島根大学」を「島根大学医学」に改める。

第四条第一項中「島根大学」を「島根大学医学」に改める。

第六条第一項中「左」を「次」に改め、同項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 一般旅行業又は国内旅行業を営もうとする者にあつては、主催旅行を実施するものであるかどうかの別

第六条第一項中「左」を「次の」に改め、同項第一号中「取消」を「取消し」に、「二年」を「五年」に改め、「経過していない者」の下に「当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。」を加え、同項第二号中「三年の懲役又は禁の刑」を「禁錮」に改め、「処せられ」の下に「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を加え、「終り」を「終わり」に、「二年」を「五年」に改め、同項第三号中「最近二年間」を「申請前五年以内」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 一般旅行業又は国内旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要な運輸省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

第六条第一項に次の一号を加える。

九 旅行業代理店業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が「以上で

## 三 係る第一項第一号から第六号までに掲げる旅行業の取扱いに關し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

第四条第一項中「左」を「次」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地

第四条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 一般旅行業又は国内旅行業を営もうとする者にあつては、主催旅行を実施するものであるかどうかの別

第六条第一項中「左」を「次の」に改め、同項第一号中「取消」を「取消し」に、「二年」を「五年」に改め、「経過していない者」の下に「当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。」を加え、同項第二号中「三年の懲役又は禁の刑」を「禁錮」に改め、「処せられ」の下に「又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ」を加え、「終り」を「終わり」に、「二年」を「五年」に改め、同項第三号中「最近二年間」を「申請前五年以内」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 一般旅行業又は国内旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要な運輸省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

第六条第一項に次の一号を加える。

九 旅行業代理店業を営む者が「以上で

第六条の二第一項中「旅行業」を「一般旅行業及び国内旅行業」に改める。

第六条の三第一項中「旅行業」を「一般旅行業及び国内旅行業」に改め、同條に次の二項を加

第六条の二第一項中「旅行業」を「一般旅行業及び国内旅行業」に改め、同條に次の二項を加



業の種別及び第十一条の三第五項各号に規定する営業所の別に応じ」を加え、「見易い」を「見やすい」に改め、同条に次の二項を加える。

2 旅行業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第十二条の八を第十二条の九とし、同条の次に次の二条を加える。

(主催旅行の円滑な実施のための措置)

第十二条の十 一般旅行業者又は国内旅行業者は、主催旅行を実施する場合においては、旅行者に対する運送又は宿泊のサービスの確実な提供、旅行に関する計画の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配その他の当該主催旅行の円滑な実施を確保するため運輸省令で定める措置を講じなければならない。

(旅程管理業務を行う者)

第十二条の十一 主催旅行に参加する旅行者に同行して、前条の運輸省令で定める措置を講ずるため必要な業務(以下「旅程管理業務」という。)を行なう者として旅行業者によつて選任される者のうち主任の者は、第六条第一項第一号から第五号までの二に該当しない者であつて、運輸大臣の指定する者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程を修了し、又は運輸省令で定める資格を有し、かつ、旅行の目的地を勘案して運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験を有するものでなければならぬ。

2 前項の指定に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十二条の七中「取引の条件」を「運輸省令で定める事項」に改め、同条を第十二条の八とし、第十二条の六の次に次の二条を加える。

(広告の表示事項)

第十二条の七 旅行業者は、主催旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、当該主催旅行を実施する一般旅行業者又は国内旅行業者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、

旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容、旅行者が旅行業者に支払うべき対価に関する事項、第十二条の十の運輸省令で定める措置を講ずるために必要な業務を行なう者の同行の有無その他の運輸省令で定める事項を表示してしなければならない。

第十三条の見出しを「禁止行為」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号を次のように改める。

1 第十二条第一項又は第三項の規定により掲示した料金を超えて料金を收受する行為

2 第十三条中第二号を削り、第三号を第二一号とし、第四号を削り、同条に次の二項を加える。

1 旅行業者は、旅行業務に關し取引をした者に對し、その取引によつて生じた債務の履行を不當に遲延する行為をしてはならない。

2 旅行業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に關連して次に掲げる行為を行つてはならない。

一 旅行者に対し、旅行地において施行されてゐる法令に違反する行為を行うことをあつ旋し、又はその行為を行うことに關し便宜を供与すること。

二 旅行者に對し、旅行地において施行されてゐる法令に違反するサービスの提供を受けることをあつ旋し、又はその提供を受けること。

三 前二号のあつ旋又は便宜の供与を行う旨の広告をし、又はこれに類する広告をすること。

(主催旅行を実施する旅行業者の代理)

第十四条の二 一般旅行業者又は国内旅行業者は、他の一般旅行業者又は国内旅行業者が実施する主催旅行について、当該他の一般旅行業者又は国内旅行業者を代理して主催旅行契約を結ぶことを内容とする契約(以下「受託契約」といふ。)を締結する場合においては、

1 受託旅行業者は、受託契約を締結した場合又は受託契約の変更があつた場合(受託営業所の書の写しを添付して、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。当該受託契約がその効力を失つた場合においても、同様とす

る。)(受託営業所に係る営業保証金等)

2 受託旅行業者は、受託営業所について、主催旅行に關する取引の実情を考慮して

結することを内容とする契約(以下「受託契約」といふ。)を締結したときは、第三条の規定にかかるらず、旅行業代理店業の登録を受けなくてはならない。当該受託契約の相手方(以下「委託旅行業者」という。)を代理して主催旅行契約を締結することができる。

2 前項の規定により委託旅行業者と受託契約を締結した一般旅行業者又は国内旅行業者(以下「受託旅行業者」という。)が、当該受託契約において、当該受託旅行業者を所属旅行業者とする旅行業代理店業のうち当該委託旅行業者を代理して主催旅行契約を締結することができるものと定めたときは、その受託契約において走らされた旅行業代理店業(以下「受託旅行業代理店業者」という。)は、当該委託旅行業者を代理して主催旅行契約を締結することができる。

3 前二項の場合において、受託旅行業者が国内旅行業者であるときは、当該受託旅行業者は、本邦内の旅行に係る主催旅行契約について、委託旅行業者を代理して主催旅行契約に

4 代理店業者についても、同様とする。

5 受託旅行業者及び受託旅行業者は、委託契約において、委託旅行業者を代理して主催旅行契約を締結することができない。その受託旅行業者

6 代理店業者についても、同様とする。

7 受託旅行業者及び受託旅行業者は、委託契約を締結することができる受託旅行業者又はその受託旅行業代理店業者の営業所(以下「受託営業所」という。)を定めておかなければならぬ。

8 旅行業代理店業者は、その営業所において、

9 所属旅行業者を誤認させるような表示をしてはならない。

10 第十五条の次に次の二条を加える。

(旅行業代理店業の登録の失効)

第十五条の二 旅行業代理店業の登録は、次の各号の一に該当することとなつたときは、その効力を失う。

1 旅行業代理店業の登録を抹消されたとき。

2 所属旅行業者のために第二条第一項第八号に掲げる旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失つたとき。

3 第十八条第一項中「の運輸省令で定める」を「に規定する」に改め、同条第二項を次のように改め





がした命令又は処分とみなす。

第八条 附則第二条第一項の規定により新法の規定による登録を受けた者とみなされる者に関するこの法律の施行前に生じた旧法第十九条第一項各号に掲げる事由による業務の停止の命令又は登録の取消しの処分については、なお從前の例による。

第九条 この法律の施行前した行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることができる。

### 理由

最近における旅行業務に関する取引の実態にかんがみ、一般旅行業者又は国内旅行業者の募集する主催旅行の確実かつ円滑な実施その他旅行業者の業務の適正な運営を図ることにより、旅行業者及び旅行者の利便を増進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提

#### 議案の要旨及び目的

本案は、最近における旅行業務に関する取引の実態にかんがみ、旅行に関する取引の公正を維持し、旅行者の保護を図つていくため、一般旅行業者又は国内旅行業者が企画・募集する主催旅行の確実かつ円滑な実施その他旅行業者の適正な業務運営を確保する等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 主催旅行の確実、安全な実施を確保するための措置等  
 1 一般旅行業者及び国内旅行業者は、主催旅行を実施することについて登録を受けな

ければならないこととする。

2 主催旅行を実施する場合に供託すべき營業保証金を定めることとする。

3 旅行業者は、主催旅行を実施する場合

は、主催旅行の円滑な実施を確保するため必要な措置を講じるべきこととし、旅行者

に同行してそのための業務に従事する主任

の者は、一定の経験を有し、かつ、所定の研修を終了した者は又は一定の資格を有する者でなければならないこととする。

4 主催旅行に関し広告をするときは、主催

旅行を実施する者の氏名、旅行者から收受

する対価の額その他の事項を表示しなけれ

ばならないこととする。

5 一般旅行業者及び国内旅行業者は、旅行

業代理店業の登録を受けなくとも、他の旅

行業者が実施する主催旅行について代理し

て契約を締結することができるることとす

る。

6 主催旅行契約の締結の代理を委託した旅

行業者は、受託した旅行業者の営業所につ

いて一定額の営業保証金を供託しなければ

ならないこととする。

旅行取引の適正化

1 旅行業取扱主任者の職務についての準

則を定め、旅行業取扱主任者資格の認定

制度を廃止することとする。

2 旅行業代理店業者は、二以上の旅行業者

を代理するものであつてはならないことと

するとともに、その取引に際し、その代理

する旅行業者(以下「所属旅行業者」とい

う。)の名称等を相手方に明示しなければな

らないこととする。

3 旅行業代理店業者の登録については、財

産的基盤の有無を基準としないこととし、

有効期間の更新を要しないこととする。

(二) 主催旅行の確実、安全な実施を確保するた

めの措置等

1 一般旅行業者及び国内旅行業者は、主催

旅行を実施することについて登録を受けな

た業務の代理に関する契約が失効したとき

は、その効力を失うこととする。

2 諸大広告等について新たに处罚の対象と

されるとともに、罰金等の額を引き上げる等

罰則に関する規定を改正することとする。

3 登録拒否基準及び罰則の強化

4 刑に処せられた者が登録を受けることが

こととする。

5 旅行業の取扱料金について、届出制を

廃止するとともに、旅行者から收受する料

金(主催旅行に係るものを除く。)を営業所

に掲示しなければならないこととするほ

か、旅行業の登録を受けていない者は、旅行

業者がその営業所に掲示すべき標識に類す

る標識を掲示してはならないこととする。

6 不健全旅行等への関与の禁止

旅行業者又はその従業者は、次の行為を行

つてはならないこととする。

7 旅行者に対し、旅行地において施行され

ている法令に違反する行為を行うこととあ

り、又はその行為を行ふことに関し便宜

を供与すること。

8 旅行者に対し、旅行地において施行され

ている法令に違反するサービスの提供を受

けることをあつ旋し、又はその提供を受け

ることに關し便宜を供与すること。

9 1又は2のあつ旋又は便宜の供与を行

う旨の広告をし、又はこれに類する広告をす

ること。

10 旅行業者に対する監督等

11 運輸大臣は、旅行業者の業務の運営に関

し取引の公正、旅行の安全、旅行者の利

便を害する事実があると認めるときは、旅

行業務取扱主任者の解任、料金等の変更、

保険契約の締結等について措置を講じるこ

とを旅行業者に対し命令することができる

こととする。

12 旅行業協会が行うべき業務として、旅行

業の適切な運営を確保するための社員に

期すること。

13 旅行業者の実情にかんがみ、特に中小企業者

もに、その登録は、所属旅行業者と締結し抹消されたとき又は所属旅行業者と締結し

#### 議案の可決理由

#### 本案の可決理由

本案は、旅行に関する取引の公正を維持し、

旅行者の保護等を図つていくため、旅行業者の

適正な業務運営を確保していく措置として適切

なものと認め、これを可決すべきものと認決し

た次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

右報告する。

昭和五十七年三月二十三日

運輸委員長 越智 伊平

衆議院議長 福田 一殿

附帯決議

旅行業法の一部を改正する法律案に対する

政府は、旅行業務に関する取引の公正、旅行の

安全及び旅行者の利便等を確保するため、次の事

項につき、適切な措置を講ずべきである。

一 業務改善命令を行うに際しては、十分慎重を

期すること。

二 旅行業者の実情にかんがみ、特に中小企業者

に対する指導等を追加することとする。

3 旅行業関連事業者の組織する団体は、運

輸大臣に届け出なければならないこととす

る。

三 添乗業務請負事業については、適正な業務運営が確保されるよう配慮すること。

四 主催旅行に関する広告については、誇大広告とならないよう厳重な指導を行うこと。

右決議する。

### 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十七年二月十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

### 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法）

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改定する法律案

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について

い政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を、昭和六十年三月三十一日（同日において現に賃貸住宅を建設するため

に宅地造成に関する工事が行われている土地に建設される賃貸住宅に係るものである。

和六十二年三月三十一日）まで延長しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、農地所有者等による適正な家賃の賃貸住宅の供給と市街化区域の水田等の宅地化を促進するための措置として必要と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和五十七年度一般会計予算（建設省所管）に農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給に必要な経費として二十億九百万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十七年三月二十二日

建設委員長 村田敬次郎

衆議院議長 福田 一殿

特定期間農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改定する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十七年二月十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改定する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十七年三月三十一日（昭和五十九年三月三十一日）を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

昭和五十七年三月二十三日 建設委員長 村田敬次郎

律第百二号）の一部を次のように改定する。

附則第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

右  
国会に提出する。

昭和五十七年二月九日 内閣総理大臣 鈴木 善幸

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改定する法律案

右  
国会に提出する。

琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第六十四号）の一部を次のように改定する。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改定する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、所要の改訂を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 特定市街化区域農地の所有者が市に対して土地区画整理事業の施行の要請をすることができる期限及び特定市街化区域農地の所有者が当該農地を転用して賃貸住宅又は分譲住宅を建設する場合における住宅金融公庫の貸付けの特例（貸付金利の軽減）を適用する期限を、昭和六十年三月三十一日まで延長するものとする。

2 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行するものとする。

右報告する。

昭和五十七年三月二十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改定する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十七年二月十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改定する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十七年三月三十一日（昭和五十九年三月三十一日）を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

衆議院議長 福田 一殿  
琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改定する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十七年二月九日 内閣総理大臣 鈴木 善幸

琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第六十四号）の一部を次のように改定する。

琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第六十四号）の一部を次のように改定する。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改定する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉と併せ増進するため、琵琶湖総合開発特別措置法の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 この法律は、昭和五十七年三月三十一日（昭和五十九年三月三十一日）を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

右報告する。

昭和五十七年三月二十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改定する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十七年二月十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改定する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十七年三月三十一日（昭和五十九年三月三十一日）を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

昭和五十七年三月二十三日 建設委員長 村田敬次郎

係住民の福祉と併せ増進するため、琵琶湖疏合開発特別措置法の有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで十年間延長しようとするものである。

二 議案の可決理由

琵琶湖の水資源の利用等を図るため、琵琶湖総合開発特別措置法の有効期限を延長しようと  
する本案の措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を  
付することに決した。

昭和五十七年三月二十四日

衆議院議長 福田 一殿

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

琵琶湖総合開発計画の改定に当たっては、水質の回復と保全、自然の生態系の復元と資源維持に十分の配慮をするとともに、調和のとれた生活環境の整備、産業文化の創造に留意すること。

住民の意向が反映されるよう努めるとともに、  
その事業の実施に当たつては、関係地方公共団  
体の財政負担の軽減を図るため、交付税、地方  
債等の財源措置について十分な配慮を行ふこ  
と。

〔昭和六十一年三月三十日〕に改める。  
附 則  
この法律は、公布の日から施行する。  
理由

興特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十六年度」を「昭和五十八年度」に、「昭和五十七年度」を「昭和五十九年度」に改める。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限を更に五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、平年度約一千億円、五箇年間に要する経費としては、約一兆円の見込みである。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

昭和五十七年三月二十四日  
提出者  
建設委員長 村田敬次郎

興特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に、「昭和五十七年度」を「昭和五十九年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

奄美群島振興開発特別措置法の施行状況にかんがみ、同法別表港湾の項及び漁港の項に規定する工事又は事業に係る国の負担又は補助の割合を十分の十と読み替えて適用する期限を更に二年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一億円の見込みである。

右

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十七年一月九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和五十七年三月二十六日 衆議院会議録第十三号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書提出の件

四五八

(地方税法の一部改正)  
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金  
及び納付金に関する法律の一部を改正する  
法律

**第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十一号）**の一部を次のように改正する。  
第十三条の見出しを「**納付又は納入の告知**」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方団体の徴収金(滞納処分費を除く。)が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、地方団体の長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納付の告知をしなければならない。

第十四条の三中「以下第十四条の二十」を「第十四条の五第二項及び第十四条の二十」に改め

第十四条の五を次のように改める。

第十四条の五 地方団体の徴収金を滞納処分により徴収する場合において、当該地方団体の徴収金に配当された金額を地方税及び当該地方税の延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金に充てるべきときは、その金額は、まず地方税に充てるものとする。

滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方団体の徴収金に先立つて配当し、又は充当する。

第十五条の二第一項中「法人又は」を「法人で  
法人税法第七十四条第一項（同法第二百四十五条  
において準用する場合を含む。）の規定によつて  
法人税に係る申告書を提出する義務があるもの  
又は」に改め、「第七十二条の二十六第一項  
を削り、「当該道府県民税若しくは市町村民税  
の法人税割額のうち所得に対する法人税額に係

る部分の額又は事業税額の二分の一」を「第五十三条第一項若しくは第三百二十二条の八第一項の規定により納付すべき當該申告書に係る法人は市町村民税の法人税割額又は第七十二条の二十五第一項若しくは第七十二条の二十八第一項の規定により納付すべき事業税額のうち、その四分の一に、「これらの規定に規定する」を「第五十三条第一項若しくは第三百二十二条の八第一項又は第七十二条の二十五第一項若しくは第七十二条の二十八第一項に規定する」に改め、同条第二項中「控除した金額」の下に「の三分の一」を加え、同条第三項中「見込納付をした金額」の下に「の三分の一」を加える。

第十七条の二第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、その地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税に充當しなければならない。

第十七条の二第一項中「若しくは第二項」を「がら第三項まで」に改める。

第十八条の二第一項中「处分に係る」の下に「部分の」を加え、同条第四項中「換価の猶予に係る」の下に「部分の」を加え、同条第五項中「中断したとき」を「中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたとき」に、「その中断した」を「その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の」に改める。

第二十条の九の四の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条中「納付され又は」を「納付され、又は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律の規定により納税者又は特別徴收義務者が延滞金をその額の計算の基礎となる地方税に加算して納付し、又は納付すべき場

合において、納税者又は特別徴収義務者が納付し、又は納入した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる地方税の額に達するまでは、その納付し、又は納入した金額は、まずその計算の基礎となる地方税に充てられたものとする。

第二十三条第一項第七号ロ中「二十万円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「控除した金額」の下に「と当該金額の十分の九に相当する金額との合計額」を加え、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加え

**十二** 婦夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものであつて、  
者三名に該当するもの。

表年者に該当しないものをいふ  
第三十一条第九項中「第三十四条第一項第一号に掲げる金額」を「第三十四条第一項第一号、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それそれ同号イ、ロ又はハに定める金額を超える場

第三十四条第一項第一号中「除く。」の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額を「除く。」以下本号において「損失の金額」という。の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、「その超える金額」を次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額に改め、同号に次のように加える。

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下本号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の

金額がない場合を含む。) 当該納稅義務者  
者の前年の総所得金額、退職所得金額及  
び山林所得金額の合計額の十分の一に相  
当する金額

損失の金額に含まれる災害関連支出の  
金額が五万円を超える場合 損失の金額  
の合計額から災害関連支出の金額のうち  
五万円を超える部分の金額を控除した金

額とイに定める金額とのいづれか低い金額損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円トイに定める金額とのいづれか低い金額

第一項第十二号に改め、同条第八項中「寡婦控除額」を「寡婦(寡夫)控除額」に改める。

号を第九号とし、第一号を第十号とし、二号を第十一号とする。

七十一条、第七十四条の二第一項及び「譲与され」を削る。

第七十三条の七中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十号の二を第十号とする。

第七十三条の十四第四項中「当該住宅の取得の日から六十日以内に」を削り、「自治省令」を「当該道府県の条例」に改め、「その取得の日から六十日以内に」を削る。

第七十三条の二十四第四項中「当該土地の取得の日から六十日以内に」を削り、「自治省令」を「当該道府県の条例」に改め、「その取得の日から六十日以内に」を削る。

第一百四条の四第一項中「一千円」を「二千五百円」に改める。

第一百四条の五第一項中「四千円」を「五千円」に改める。

第一百二十九条第三項中「四千円」を「五千円」に、「二千円」を「二千五百円」に、「チケット」を「チケット」と、「適用しない」を「適用しない」に改める。

第一百二十九条中「これらの組合、日本国有鉄道及び」を「及びこれらの組合並びに」に改める。

第二百九十二条第一項第七号ロ中「二十万円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「控除した金額」の下に「と当該金額の十分の九に相当する金額との合計額」を加え、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 婦夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明瞭かでない者で政令で定めるものうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものをいう。

第三百三十九項中「第三百十四条の二第一項第一号に掲げる金額」を「第三百十四条の二第一号」を「第二百九十二条第一項第十三号」に改

第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める金額を超える場合におけるその超える金額」に改める。

第三百十四条の二第一項第一号中「除く。」の金額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額」を除く。以下本号において「損失の金額」という。(の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額)に、「その超える金額」を次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額を除く。以下本号において「損失の金額」という。

第三百四十八条第二項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十八号の二を第十八号とし、第十八号の三を第十八号の二と

する。

第三百四十九条の三第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の

超える金額に改め、同号ニ次のように加える。  
イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額(損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下本号において同じ。)が五万円以下である場合(災害関連支出の金額がない場合を含む。)当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

6 主として遠洋区域を航行区域とする船舶で自治省令で定める規格に適合するもの(以下本項及び次項において「外航船舶」という。)又は外航船舶以外の船舶のうち主として遠洋区域を航行区域とする船舶で外航船舶に準ずるものとして自治省令で定めるもの(以下本項及び次項において「準外航船舶」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかるらず、外航船舶にあつては当該

外航船舶の価格の六分の一の額(外航船舶のうち、主として外國貿易のため外國航路に就航する船舶として自治省令で定めるものについては、当該額に二分の一を乗じて得た額)とし、準外航船舶にあつては当該準外航船舶の価格の四分の一の額とする。

7 外航船舶及び準外航船舶以外の船舶(専ら遊覧の用に供するものその他の自治省令で定めるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかるらず、当該船舶の価格の二分の一の額とする。

8 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円トイに定める金額

9 とのいすれか低い金額

第三百四十四条の二第一項第八号中「寡婦」の下に「又は寡夫」を加え、同条第四項中「寡婦控除額」を「寡婦(寡夫)控除額」に改め、同条第五項

10 第三百四十四条の二第一項第八号中「寡婦」の下に「寡夫」を「第二百九十二条第一項第十一号イ」の下に「又は第十二号」を加え、同条第六項中「第二百九十二条第一項第十一号」を「第二百九十二条第一項第十三号」に改め、同条第六項中「第二項第一号」を「第二十八条の四第二項第一号」を「第二十八条の四第三項第一号」に改める。

11 第六百三十三条の二第一項中「市町村長が、第五百九十九条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。)までに行われた当該土地の所

有者等からの申請に基づき」を「市町村長が、

12 改め、同条第六項中「第一項」を「第二項」に、同項から第四項まで「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項の申請があつた」を「第二項本文の申請があつた場合又は既に第一項の認定を受けた土地について

13 当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該

14 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

15 「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第二十一条中「第三百四十八条第二項第十八号の三」を「第三百四十八条第二項第十八号の二」に改め、同条に次の一項を加える。

16 新技術開発事業団が所有し、かつ、直接新技術開発事業団第二十八条第二号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準

17 は、前条の規定にかかるらず、当該償却資産

18 に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産の価格の二分の一の額とす

19 る。

20 同条第八項中「寡婦控除額」を「寡婦(寡夫)控除額」に改める。

21 第三百四十七条の二第一項第五号中「寡婦控除額」を「寡婦(寡夫)控除額」に改める。

22 第三百四十八条第二項中第十五号を削り、第

23 十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十八号の二を

24 第十八号とし、第十八号の三を第十八号の二と

25 する。

26 第三百四十九条の三第四項を削り、同条第五

27 項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の

28 次に次のように加える。

29 新技術開発事業団が所有し、かつ、直接新

30 技術開発事業団第二十八条第二号に規定す

31 る業務の用に供する償却資産で政令で定める

32 ものに対して課する固定資産税の課税標準

33 は、前条の規定にかかるらず、当該償却資産

34 に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産の価格の二分の一の額とす

35 る。

36 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

37 する。

38 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

39 する。

40 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

41 する。

42 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

43 する。

44 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

45 する。

46 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

47 する。

48 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

49 する。

50 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

51 する。

52 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

53 する。

54 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

55 する。

56 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

57 する。

58 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

59 する。

60 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

61 する。

62 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

63 する。

64 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

65 する。

66 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

67 する。

68 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

69 する。

70 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

71 する。

72 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

73 する。

74 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

75 する。

76 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

77 する。

78 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

79 する。

80 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

81 する。

82 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

83 する。

84 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

85 する。

86 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

87 する。

88 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

89 する。

90 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

91 する。

92 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

93 する。

94 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

95 する。

96 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

97 する。

98 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

99 する。

100 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

101 する。

102 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

103 する。

104 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

105 する。

106 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

107 する。

108 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

109 する。

110 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

111 する。

112 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

113 する。

114 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

115 する。

116 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

117 する。

118 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

119 する。

120 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

121 する。

122 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

123 する。

124 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

125 する。

126 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

127 する。

128 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

129 する。

130 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

131 する。

132 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

133 する。

134 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

135 する。

136 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

137 する。

138 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

139 する。

140 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

141 する。

142 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

143 する。

144 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

145 する。

146 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

147 する。

148 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

149 する。

150 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

151 する。

152 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

153 する。

154 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

155 する。

156 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

157 する。

158 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

159 する。

160 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

161 する。

162 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

163 する。

164 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

165 する。

166 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

167 する。

168 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

169 する。

170 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

171 する。

172 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

173 する。

174 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

175 する。

176 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

177 する。

178 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

179 する。

180 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

181 する。

182 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

183 する。

184 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

185 する。

186 第三百四十九条の三第三項を次のように改め

昭和五十七年三月二十六日 衆議院会議録第十三号

する日」を「第一項の認定をする日(同項の認定をする旨の決定をしたときは、前項の通知をする日)」に、「当該土地」を「当該第二項本文の申請に係る土地又は既に第一項の認定を受けた土地」に、「第一項の申請に係る」を「当該」に、「同項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の申請があつた場合において、同項の認定をして」を「第一項の認定をしたとき」に、「申請者」を「土地の所有者等」に改め、同項に次のただし書きを加え、同項を同条第五項とする。

ただし、第二項ただし書の規定に該当する土地について、第一項の認定をするときは、この限りでない。

第六百三十二条の二第一項中「前項」を「第一項」に、「同項の申請が既に同項の認定を受けた土地に係るものであり、かつ、市町村長が当該を「市町村長が既に同項の認定を受けた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

## 二の二 日本科学技術情報センターがその本用に供する施設

第七百三十三条の第四項ただし書中「二十六万円」を「二十七万円」に改める。  
附則第三条の三中「数を乗じて得た金額」の下に「(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に九万円を加算した金額)」を加え、「昭和五十六年度分」を「昭和五十一年度分」に改める。

事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例」に改め、同条中「昭和四十三年度から昭和五十八年度まで」を「昭和五十七年度から昭和六十一年度まで」に、「租税特別措置法第二

本の事業の	二分の一	二分の一	二分の一
十五条第一項に規定する事業所得を有する」を 「租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げ る売却の方法により当該各号に定める肉用牛を 売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同 項に規定する免税対象飼育牛である」に改め、「含 む。」の下に「次項において同じ。」を加え、「当該 事業所得の明細」を「その肉用牛の売却に係る同 法第二十五条第一項に規定する事業所得の明 細」に改め、同条第一項を同条第五項とし、同 条第一項の次に次の三項を加える。	第六百七十三条第一項及び第六百八十二条第一項第四 号中「第六百三条の二第四項」を「第六百三条の 二第六項」に改める。	第七百一一条の三十四第三項第一号中「理化 学研究所又は日本科学技術情報センター」を「又 は理化学研究所」に改める。	第六百三十三条の三第一項中「前条第二項」を「前 条第四項」に改める。
第六百七十三条第一項及び第六百八十二条第一項第四 号中「第六百三条の二第四項」を「第六百三条の 二第六項」に改める。	第七百一一条の三十一第一項の表の第二号の次 に次の二号を加える。	第六百七十三条第一項及び第六百八十二条第一項第四 号中「第六百三条の二第四項」を「第六百三条の 二第六項」に改める。	第一項の認定は、前項本文の申請があつた 場合又は同項ただし書の規定に該当する場合 に限り、するものとする。
第六百七十三条第一項及び第六百八十二条第一項第四 号中「第六百三条の二第四項」を「第六百三条の 二第六項」に改める。	第六百七十三条第一項及び第六百八十二条第一項第四 号中「第六百三条の二第四項」を「第六百三条の 二第六項」に改める。	第一項の認定は、前項本文の申請があつた 場合又は同項ただし書の規定に該当する場合 に限り、するものとする。	第一条第一項の納期限(納期限の延長があつたと きは、その延長された納期限。以下本節にお いて同じ。)までに市町村長に対して当該土地 に係る特別土地保有税について前項の規定の 適用があるべき旨の申請をしなければならな い。ただし、既に同項の認定を受けた土地に ついて、当該認定に係る事情に変更がなく、 かつ、当該土地の所有者に変更のないとき は、この限りでない。

前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第四十五条の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る道府県民税の所得割の額は、第三十二条から第三十七条の三まで並びに前条第一項及び第三項の規定にかかるらず、次に掲げる金額の合計額とする。

三号中「並びに附則第五条第一項及び第三項」とあるのは、「附則第五条第一項及び第三項並びに附則第六条第二項」とする。  
附則第六条に次の三項を加える。

市町村は、前項に規定する各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第三百七十七条の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所の明細に関する事項の記載があるときは、

その者の前年の総所得金額に係る市町村民税の所得割の額は、第三百十三条から第三百十四条の五まで、第三百十四条の七及び第三百十四条の八並びに前条第二項及び第三項の規定にかかるらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 税特措法第二十五条第一項第一号

に規定する売却価額の合計額に百分の一を乗じて計算した金額

7  
に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三百十三条から第三百四十二条の五まで、第三百十四条の七及び第三百十四条の八並びに前条第二項及び第三項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

所得割の納稅義務者が附則第三十三条の二第六項において準用する同条第一項の規定の適用を受ける場合におけるその者の当該年度分の市町村民税の所得割については、第五項

中「がすべて」とあるのは「のうちに」と、「である場合」とあるのは「がある場合」で、「同法第二十五条第一項」とあるのは「同法第二十五条第三項」の規定により読み替えた同条第一項として、同項の規定を適用する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

8 第六項の規定の適用がある場合における附則第三条の三第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第三号及び第四項第二号中「並びに附則第五条第二項及び第三项」とあるのは、「附則第五条第二項及び第三項並びに附則第六条第六項」とする。

附則第八条第二項中「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第47号)」による改正前の租税特別措置法第六十八条の三(昭和四十八年法律第47号附則第七項)の規定によりその例によることとされる場合を含む。」を削り、同条の次に次の二条を加える。

法律(昭和五十七年法律第 号)附則第十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。」と、同条の次に次の二条を加える。

第八条の二 稽核特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)附則第十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。」と、同条の次に次の二条を加える。

第六十三条第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合における第五十三条第四項又は第三百二十二条の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「租税特別措置法第六十三条第一項」とあるのは、「租税特別措置法第六十三条第一項(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)附則第十七条第一項)」の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を「十五年」に、「三十

年」を「八年」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(法人の事業税の分割基準に係る特例)

第九条の三 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて電気供給業を行う法人に対する第七十二条の四十八第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間、同条第二

項中「その四分の三に相当する額」とあるのは「一分の一と当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に対する新設発電所用の固定資産(昭和五十七年四月一日以後新たに事業の用に供した事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するもの

をいう)の価額の四分の一に相当する数値とを合計した数値を当該課税標準額の総額に乗じて得た額(以下本項及び次項において「発電所用固定資産による課税標準額」という。)と、「その四分の一に相当する額」とあるのは、当該課税標準額の総額から発電所用固定資産の価額による課税標準額を控除した額(次項において「総固定資産の価額による課税標準額」という。)と、同条第四項第一号中「数値」とあるのは「数値。ただし、電気供給業を行う法人の昭和五十七年四月一日

以前に事業の用に供した事務所又は事業所の固定資産の価額については、発電所用固定資産の価額による課税標準額を関係道府県ごとに分割する場合には、当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に係る数値の三分の二に相当する数値、総固定資産の価額による課税標準額を関係道府県ごとに分割する場合には、当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に係る数値の二倍に相当する数値」とする。

附則第十一条の五を削る。

附則第十四条中「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分」に改め

る。

附則第十五条第一項中「日本自動車ターミナル株式会社法」の下に「(昭和四十一年法律第七十五号)」を加え、同条第三項中「昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分」に改め、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第四項中「昭和四十八年一月二日から昭和五十六年三月三十日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十日まで」に改め、「(昭和四十八年一月二日から昭和五十六年三月三十日まで)」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、

した場合における当該交換に係る土地の取得に対しては、当該取得が昭和五十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取扱税を課すことができない。

附則第十一条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「五分の四」を「五分の三」に改め、同条第三項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「昭和五十六年一月一日」を「昭和五十八年一月一日」に、「第三百四十九条の三第三

五項」を「第三百四十九条の三第四項」に改め、同条第六項とし、同条第八項中「昭和五十五年度」を「昭和五十八年度」に改め、同項を

同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第

四項」に、「昭和五十六年度」を「昭和五十八年

度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十

項を削り、同条第十一項中「昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日まで」を「昭和五十六年一月二日から昭和五十八年一月一日まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 都市計画において定められた路外駐車場(駐車場法第一条第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ。)で地下に設けられるもののうち、昭和五十六年一月二日から昭和五十八年一月一日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供する家屋及び償却資産に対しても課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなるた年度から五年度分の固定資産税の課税標準は、該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五条第十四項を削り、同条第十五項

を同条第十二項とし、同条第十六項を同条第十

三項とし、同条第十七項中「昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、

同項を同条第十四項とし、同条第十八項を同条第十五項とし、同条第十九項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第三百四十九条の三第五項」を「第三百四十九条の三第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項から同条第二十五項までを三項ずつ繰り上げ、同条に次の三項を加える。

23 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第一項の規定にかかるわらず、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額（同項に規定する償却資産にあっては、当該額に同項に定める率を乗じて得た額）とする。

24 公害の発生を抑止し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるものは資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において「機械設備等」という。）のうち、昭和五十八年三月三十一日までに新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

25 昭和五十四年八月七日まで大規模地震対策の（当該土地が同年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律による改正前の一部を改正する法律（昭和五十七年改正前の地方税法）の二又は附則第十九条の三の規定に定める率を乗じて得た額）

(1) (2)に掲げる土地

昭和五十六年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該土地が同年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金による改正前の一部を改正する法律（昭和五十七年改正前の地方税法）の二又は附則第十九条の三の規定に定める率を乗じて得た額とする。

特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域となつた地域において、同条第十二号に規定する地震防災応急対策の用に供する償却資産で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

(固定資産課税台帳の登録事項の特例)

第十五条の二 市町村長は、第三百八十二条第一項から第六項までに定めるものほか、前条の規定の適用を受けた固定資産については、当該固定資産の価格に同条に定める率を乗じて得た金額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

附則第十六条第一項及び第二項中「昭和五十六年一月一日」を「昭和五十九年一月一日」に改める。

附則第十七条の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第四号中「昭和五十三年度課税標準額」を「昭和五十六年度課税標準額」に、「昭和五十七年度に係る」を

「昭和五十六年度に係る」に改め、同号イの表を次のように改める。

附則第十七条第五号中「昭和五十三年度に」を「昭和五十六年度に」に、「昭和五十三年度課税標準額」を「昭和五十六年度課税標準額」に、「昭和五十四年度分」を「昭和五十七年度分」に改め、同条第六号中第三百四十九条の三の二の下に「又は附則第十九条の三第一項を加え、「宅地等」を「土地」に、「同条」を「これらの規定」と、「昭和五十三年度課税標準額」を「昭和五十六年度課税標準額」に、「昭和五十四年度」を「昭和五十七年度」に、「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に、「昭和五十五年度」を「昭和五十八年度」に改める。

附則第十八条の前の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分  
負担調整率  
一・三倍を越え 一・五倍以下のもの  
一・一五

(1) 以外の土地	(2) (2)に掲げる土地
昭和五十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格	昭和五十六年度分の都市計画税に改めて昭和五十七年度分の都市計画税に改め正前の地方税法第三百四十九条の三の規定の適用を受ける土地の価格

(2) 昭和五十六年度分の都市計画税に改めて昭和五十七年度分の都市計画税に改め正前の地方税法第三百四十九条の三の規定の適用を受ける土地の価格	(2) 昭和五十六年度分の都市計画税に改め正前の地方税法第三百四十九条の三の規定の適用を受ける土地の価格
これららの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額を同条に定める率で除して得た額）	これららの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額を同条に定める率で除して得た額）

一・五倍を超えるもの

一・七倍を超えるもの

一・九倍を超えるもの

一・一

一・二

一・三

額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち既適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の上欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区

域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額に同表の下

欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

附則第十八条第二項中「地方税法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第九号)附則第七条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第九項」を「附則第十五条」に改め、同項第一号中「昭和五十三年度」を「昭和五十六年度」に、「昭和五十四年度」を「昭和五十七年度」に、「昭和五十三年度」を「昭和五十九年度」に、「昭和五十三年度課税標準額」を「昭和五十六年度課税標準額」に、「昭和五十五年度」を「昭和五十八年度」に、「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に改め、同項第二号中「昭和五十四年度」を「昭和五十七年度」に、「昭和五十五年度」を「昭和五十八年度」に、「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に改め、同項第三号中「昭和五十五年度」を「昭和五十八年度」に、「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に改め、同項の表を次のように改める。

同項第四号中「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に改める。  
附則第十八条の二第一項及び第二項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に、「昭和五十三年度」を「昭和五十六年度」に改め、同項第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改める。  
附則第十九条の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項第一項中「昭和五十四年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項として、同項の表を次のように改める。

附則第十九条の三第三項を削り、同条第二項中「昭和四十八年度」を「昭和五十七年度」に、「昭和四十七年度」を「昭和五十六年度」に、「前項の市街化区域農地に係る市街化区域の変更」を「地目の変換」に、「同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地」を「前二項の規定の適用を受ける市街化区域農地」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項として、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定は、既適用市街化区域農地以外の市街化区域農地で昭和五十八年度以降の各年度に係る賦課期日において新たに単位評価額が三万円以上となつたものに係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

上昇率の区分	負担調整率
一・五倍以下のもの	一〇五
一・五倍を超えるもの	一・一
一・三倍を超えるもの	一・一五
一・五倍を超えるもの	一・二

附則第十九条の二第一項中「第八条第一項第十三号」を「第八条第一項第十四号」に改める。  
附則第十九条の三第一項を次のように改める。

市街化区域農地に係る昭和五十七年度以降の各年度分の固定資産税に限り、昭和五十六年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地(既適用市街化区域農地以外の市街化区域農地)

を乘じて得た額をいう。次項において同じ。)

が三万円未満であるものを除く。)に対して課する固定資産税の額は、附則第十九条の規定なるべき価格を地積で除して得た額に三・三

農地で昭和五十七年度に係る単位評価額(当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準と異なるべき価格を地積で除して得た額に三・三	前項の表	昭和五十七年度	昭和五十九年度	昭和六十年度	適用年度の翌々年度	適用年度	昭和五十七年度	適用年度に	昭和五十九年度	適用年度の翌々年度	適用年度	昭和五十七年度	適用年度に	昭和六十年度	適用年度の翌々年度	適用年度
4 附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。	附則第十九条の三第四項を次のように改める。

昭和五十七年三月二十六日 衆議院会議録第十三号 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

四六四

定資産税について適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第一項中表以外の部

昭和五十七年度以降

市街化区域設定年度（都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する事項）	都の市街化区域及び市街化調整区域に該当する市町村の区域について定められたこととその他の政令で定める事由の生じた日が一月一日である場合には、同日を賦課期日とする年度をいう。（以下本条において同じ。）以後
---	--

#### 第一項の表

第一項	昭和五十七年度	昭和五十六年度	昭和五十七年度	昭和五十八年度	昭和五十九年度	昭和六十年度	昭和五十九年度	昭和六十一年度										
前項	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度の翌々年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度	第四項において準用する前項	市街化区域設定年度										
前項	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度の翌年	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度	第四項において準用する前項	市街化区域設定年度										
前項	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度
前項	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度

附則第十九条の三に次の二項を加える。  
5 第一項及び第二項に規定する既適用市街化区域農地とは、昭和五十七年改正前の地方税法附則第二十九条の七第一項に規定する都又は市の区域内に所在する市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課する昭和五十年度分の固定資産税について、昭和五十七

年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項の規定の適用を受けたものをいう。  
6 前項に規定する既適用市街化区域農地には、第三項の規定により昭和五十六年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街化区域農地に対する課する昭和五十年度分の固定資産税について、昭和五十七

化区域農地に係る昭和五十六年度分の固定資産税について昭和五十七年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項の規定の適用を受けたものである場合における当該みなされた土地を含むものとする。

附則第十九条の三の次に次の二項を加える。

第十九条の四 前条第五項に規定する既適用市街化区域農地に係る昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第十九条及び前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の

報告書

2

附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について適用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第十九条の四第一項」と、「宅地等」とあるのは「市街化区域農地」と、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する市街化区域農地調整固定資産税額」と読み替えるものとする。

附則第二十二条第一項中「又は第十九条第一項」を、「第十九条第一項又は第十九条の四第一項」に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改める。

附則第二十四条中「又は第十九条第一項」を、「第十九条第一項又は第十九条の四第一項」に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に、「又は調整対象農地」を「調整対象農地又は調整対象市街化区域農地」に、「若しくは農地調整固定資産税額」

固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・一一
一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・一五
一・九倍を超えるもの	一・三

附則第二十三条中「又は第十九条の三」を、「第十九条の三又は第十九条の四第一項」に、「又は第十九条第一項若しくは第十九条の四第一項」を、「若しくは農地調整固定資產税額」

城農地調整固定資産税額」に改める。

附則第二十五条の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項中

「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を  
「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超えるもの	一・三
一・三倍を超える、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超える、一・七倍以下のもの	一・一
一・七倍を超える、一・九倍以下のもの	一・一五
一・九倍を超えるもの	一・三

附則第二十六条の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上昇率の区分	負担調整率
一・五倍以下のもの	一・〇五
一・五倍を超える、一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超える、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超えるもの	一・一

附則第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十七条の二 附則第十九条の三第五項に規定する既適用市街化区域農地に係る昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の都市計画税の額は、前二条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農

地の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一

一・三倍を超える、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超える、一・七倍以下のもの	一・一一
一・七倍を超える、一・九倍以下のもの	一・一二五
一・九倍を超えるもの	一・三

2 附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二十七条の二第一項」と、「前年度分の固定資産税」とあるのは「前

年度分の都市計画税」と、「宅地等」とあるのは「市街化区域農地」と、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する市街化区域農地調整都市計画税額」と読み替えるものとする。

附則第二十九条第一項又は第十九条の四第一項」を、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、「第三百八十二条」の下に「及び附則第十五条の二」を加え、同項に次の二号を加える。

附則第二十九条第一項又は第十九条の三第一項に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、「第三百八十二条」の二に改め、「算定した税額」の下に減額された場合には、減額後の固定資産税額又は「市街化区域農地」と、「宅地等調整固定資産税額」とする。」を削り、「又は第二十七条」を「第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二」に改め、「算定した税額」の下に減額された場合には、減額後の固定資産税額又は「市街化区域農地」とする。」を加える。

附則第二十九条の四第一項中「附則第十九条の三第一項の表の第二号に掲げる市街化区域農地」を「市街化区域農地で附則第十九条の三第一項ただし書（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの」に改める。

附則第二十九条の五を次のように改める。  
(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納稅義務の免除等)

第二十九条の五 市町村は、昭和五十七年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、附則第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地（都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内において農業を継続して営むため適当な規模の農地として政令で定める農地に限る）。であつて現に耕作の用に供されており、かつ、当該市街化区域農地において次項の申告のあつた日の属する年の一月一日から引き続き十年以上営農を継続することが適當であるもの（以下「長期営農続続農地」という。）と

市街化区域農地に係る当該年度分の市街化区域農地調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

附則第二十八条第三項中「適用がある」を「適用がある市街化区域農地に係る」に改め、「第三百八十二条」の下に「及び附則第十五条の二」を加え、「市街化区域農地については」を「当該市街化区域農地については」に改め、同条第四項中「附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域農地の区分又は市街化区域農地が同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地に該当しない旨を、当該市街化区域農地が附則第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を

して市町村長の認定を受けたものに対して課する固定資産税及び都市計画税で当該申告があつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のもの又は当該五年を経過する日の翌日から起算して更に五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のものについて、当該長期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が当該土地を当該申告があつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のものについては、当該長期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が当該申告があつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のものについては、当該長期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が、当該土地につき、災害により農業を継続できなかつたこと、当該土地に係る農業の主たる従事者が死亡したこと、当該土地が収用されたことその他の政令で定める事由により長期営農継続農地として保全でして保全したものであることにつき市町村長の確認を受けたときは、当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徵収金に係る納稅義務を免除するものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、その旨を市町村長に申告しなければならない。この場合において、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項本文又は第二項の規定により農業委員会を設置する市町村にあつては、農業委員会を經由してしなければならない。

3 前項の申告は、次の各号に掲げる市街化区域農地の区分に応じ、当該各号に定める年度に限り、行うことができる。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

一 附則第十九条の三第五項に規定する既適用市街化区域農地 昭和五十七年度

二 前号に掲げる市街化区域農地以外の市街化区域農地 新たに附則第十九条の三の規定の適用を受けることとなつた年度

4 前項に定めるもののほか、第二項の申告は、同項の申告があつた日の翌日から起算して十年を経過した場合においては、当該十年を経過した日以後新たに到来する賦課期日に係る年度に限り、行うことができる。ただし、市町村長がやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

5 市町村長は、第二項の申告に基づき第一項の認定を行う場合には、農地課税審議会の議を経なければならない。

6 市町村長は、第一項の認定をした場合に、第二項の申告があつた日の属する年の一日から起算して五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分の当該长期営農継続農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該各年度分の当該长期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徵収金に係る納稅義務を免除するものとする。

7 市町村長は、前項の規定による徵収の猶予をした場合において、当該徵収の猶予に係る農地課税相当額に相当する額に係る地方団体の徵収金を徵収するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徵する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徵しないなければならない。

8 市町村は、前項の規定により徵収の猶予が取り消された場合において、当該徵収の猶予に係る长期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が、当該土地につき、災害により農業を継続できなかつたこと、当該土地に係る農業の主たる従事者が死亡したこと、当該土地が収用されたことその他の政令で定める事由により長期営農継続農地として保全でして保全したものであることにつき市町村長の確認を受けたときは、当該各年度分の当該长期営農継続農地に係る固定資産税額又は都市計画税のうち第六項の規定により徵収を猶予された税額（賦課期日が当該五年を経過する日の翌日から起算して更に五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分の当該长期営農継続農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該各年度分の当該长期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徵収金の徵収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徵する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徵しないなければならない。

9 市町村長は、第一項若しくは前項の確認をしたとき、又はこれらの確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

10 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第五条の四第三項並びに第十六条の一第一項から第三項までの規定は第六項の規定による徵収の猶予について、第十二条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第六項の規定による担保の提供及び処分について準用する。

11 市町村は、固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を徵収した場合において、当該徵収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金の全部又は一部についてその徵収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徵収の猶予を取り消された者は、次項の規定の適用がある場合を除き、直ちに当該徵収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を納付しなければならない。

12 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徵収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充當しなければならない。

13 前二項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を還付し、又は充当する場合には、第十一項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなし、同項（第一号から第三号までを除く）の規定を適用する。

14 第一項の認定の手続その他同項から第八項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

15 附則第二十九条の六第一項中「前条第二項」を「前条第五項」に、「規定による固定資産税額又は都市計画税額の減額」を「認定」に改め、「同項の規定により固定資産税額又は都市計画税額の減額を行なう」を削る。

16 附則第二十九条の七第一項中「税額の算定に關する部分に限る。」、「附則第二十三条（附則第十九条の三）」、「附則第十九条の四、附則第二十三条（附則第十九条の三又は第十九条の四第一項）に、「附則第二十七条」を「附則第二十四条（附則第十九条の四第一項の規定の適用を受けた市街化区域農地に係る部分に限る。」、「附則第二十七条、附則第二十七号の二、附則第二十八条（附則第十九条の三又は第十九条の四第一項）に、「附則第二十七条」を「附則第二十四条（附則第十九条の四第一項の規定の適用を受けた市街化区域農地に係る部分に限る。」に、「昭和四十年度」を「昭和五十七年度」に改め、「附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる」及び「同項の表の上欄に掲げる」を削り、「同項第二項中「昭和四十九年度」を「昭和五十八年度」に改め、「同項第三項中「附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる」を削る。

附則第三十一条の三第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十九年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十一条の四 市町村は、土地の所有者が所

有する土地で昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるものについては、それこれら）の土地の所有者につき政令で定める日）から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したるもの（第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で当該土地の取得をした日以後十年を経過したものを除く）に對しては、第五百八十五条第三項の規定にかかるわらず、特別土地保有税を課する。この場合においては、第三章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定並びに第七百三十四条第一項及び前条の規定（土地に對して課する特別土地保有税に係る部分に限る）を適用する。

2 昭和五十七年四月一日前に取得された土地を当該土地の所有者から同日以後その者の特殊關係者が取得する場合には、当該土地の所有者の取得の日とみなして、前項の規定を適用する。

3 前項の規定により当該土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地を当該特殊關係者からその者の特殊關係者が取得する場合には、当該土地の所有者の取得の日をその者の特殊關係者の取得の日とみなして、第一項の規定を適用する。

4 前二項の規定は、前項の規定により当該土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地を当該特殊關係者の特殊關係者からその者の特殊關係者が取得する場合について準用する。この場合において、第二項中

「昭和五十七年四月一日前に取得された土地」とあるのは、「土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地」と、「土地の所有者から」とあるのは、「特殊關係者の特殊關係者から」と読み替えるものとする。

第三十一条の五 昭和六十年度以降の各年度の初日の属する年の一月一日において、都の区域（特別区の存する区域に限る）、首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内の都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地で、昭和五十七年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に当該土地の所有者が取得したもの（以下本項において「該当する区域に對して課する特別土地保有税に関する規定（土地に對して課する特別土地保有税に係る部分に限る）」を適用する。この場合において、第五百九十九条第一項第一号中「基準面積以上の土地」とあるのは、「附則第三十一条の五第一項各号に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める土地」と読み替えるものとする。

3 昭和五十七年四月一日以後において土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合は、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地の合計面積をもつて一団の土地の面積とみなして、第一項の規定を適用する。

4 昭和五十七年四月一日以後において第五百八十五条第四項に規定する特殊關係者を有する者が土地を取得した場合において、当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を当該特殊關係者が取得したときは、当該取得が政令で定める事情に該當する。

には、同日から起算して二年を経過した日の属する年の四月一日からその翌年の三月三十一日までを初年度とする十年度分に限り、特別土地保有税を課する。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区（都の特別区の存する区域にあっては、特別区）の区域一団の土地の面積が三百平方メートル以上である土地

2 前項の規定により特別土地保有税を課する場合には、第三章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定（第五百八十五条第三項の規定を除く）並びに第七百三十四条第一項及び附則第三十一条の三の規定（土地に對して課する特別土地保有税に係る部分に限る）を適用する。この場合において、第五百九十九条第一項第一号中「基準面積以上の土地」とあるのは、「附則第三十一条の五第一項各号に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める土地」と読み替えるものとする。

3 昭和五十七年四月一日以後において土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合は、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地の合計面積をもつて一団の土地の面積とみなして、第一項の規定を適用する。

4 昭和五十七年四月一日以後において第五百八十五条第四項に規定する特殊關係者を有する者が土地を取得した場合において、当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を当該特殊關係者が取得したときは、当該取得が政令で定める事情に該當する。

5 市は、第一項の規定の適用を受ける土地について、当該土地の所有者が、その所有する土地を第二項において適用する第六百三条の二第一項の規定に該当する土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用しようとする場合において、第一項の規定により特別土地保有税の課されることとなる年度において災害その他やむを得ない理由により第二項において準用する同条第一項の認定を受けたことができないときは、当該土地の所有者からの申請に基づき市長が定める相当の期間（以下本項において「納稅義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地を免除土地として使用し、かつ、当該使用が開始されたことにつき市長の確認を受けたときに限り、当該土地に對して課する特別土地保有税に係る地方團体の徵收金（納稅義務の免除に係る期間に係るものに限るものとし、第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けたものを除く）に係る納稅義務を免除するものとする。この場合においては、第六百一条第二項から第十項までの規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は都市調整法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に關する都市計画が当該市の区域について定められた場合における第一項の規定の適用その他の前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、

附則第三十二条の三第一項中「昭和五十七年四月一日」を「昭和五十九年四月一日」に、「昭和五十七年分」を「昭和五十九年分」に改め、同条第三項中「昭和五十七年三月三十日」を「昭和五十九年三月三十日」に改める。  
附則第三十三条中「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に、「二十三万円」を「二十四万円」に改める。

附則第三十三条の二第一項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十五・六」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の三十四・一」を「百分の三十六・七」に、「百分の五・二」を「百分の五・三」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十」を「百分的七十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の四十」を「百分的四十一」に、「百分的五・二」を「百分的五・五」に改め、同条第六項中「百分的五・二」を「百分的五・一」に、「百分的十二・一」を「百分的十一・三」に改める。

(2) 当該課税長期譲渡所得金額から四千五百万円を控除した金額の百分の二・五に相当する金額

附則第三十四条の二第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 当該課税長期譲渡所得金額のうち前年中の前条第一項の譲渡所得の基団となる譲渡で優良住宅地等のための譲渡に該当するものに係る部分の金額（以下本号において「優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円以下である場合 同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号又は第二号に定める金額 口 当該課税長期譲渡所得金額のうち優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 八十万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二・五に相当する金額を加算した金額

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及び本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額以外の課税長期譲渡所得金額に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額

附則第二十四条の二第二項中「前条第一項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基となる土地等の譲渡のうちに」を「昭和五十八年六月から昭和六十年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中

に前条第一項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が、「該当するものがある」を「該当する」に改め、同条第三項中「第三十二条第二項」とあるのは「三百三十三条第二項」と、「附則第三十四条の二第一項第二号イ」とあるのは「附則第三十四条の二第三項において準用する同条第一項第二号イ」と、「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「三百三十三条第一項に規定する総所得金額」を「百分の二・五」とあるのは「百分の五」と、「同項第一号又は第二号」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項第一号又は第二号」に改める。

附則第三十四条の三第一項中「昭和五十五年度から昭和五十七年度まで」「昭和五十八年度から昭和六十年度まで」「同項第二号中「超え八千万円以下である」とあるのは「超える」と、同号イ」を同項第二号イ」に改める。

附則第三十五条第一項第二号中「昭和四十四年一月一日以後に取得した資産」を、その年一月一日において租税特別措置法第三十一条第二項に規定する所有期間が十年以下である資産（その年中に取得をしたものを含む。）に改め、同条第三項中「第二十八条の四第二項第一号」を「第二十九条の四第三項第一号」に改める。

附則第三十五条の二第三項第一号中「施業計画」を「森林施業計画」に改める。

附則第三十五条の二の二第一項中「昭和五十七年度」を「昭和五十九年度」に改める。

附則第三十五条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、その猶予に係る金額が五十万円以下である場合は、この限りでない。

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

33

附則第十五項の見出し中「昭和五十五年度から昭和五十七年度まで」を「昭和五十八年度から昭和六十年度まで」と改め、同項中「昭和五十五年度から昭和五十七年度まで」を「昭和五十九年度から昭和六十年度まで」に改め、「額とする」を「額とするもの」とし、同法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地については当該市街化区域農地に係る同項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を二分の一で除して得た額とするに改める。

附則第十六項中「昭和五十七年度」を「昭和五十九年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第四百九十条の二第一項の改正規定及び附則第十三条の規定 昭和五十七年六月一日

二 第一条中地方税法第十三条、第十四条の三、第十四条の五、第十七条の二、第十七条の四第一項、第十八条の二及び第二十条の九の四の改正規定並びに次条の規定 昭和五十七年十月一日

三 第一条中地方税法第一百十四条の四第一項、第一百十四条の五第一項及び第一百二十九条第三項の改正規定並びに附則第七条の規定 昭和五十八年一月一日

四 第一条中地方税法附則第三十三条の三第二項及び第三項第二号並びに附則第三十四条第二項及び第三項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定(「第三十二条第二項」とあるのは「第三百十三条第二項」と、「附則第三十四条第一項第三号ロ」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項第三号ロ」と、「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三条第一項に規

(第八条第五項の規定 昭和五十八年四月一日  
までの改正規定並びに附則第四条第五項及び  
第六条 第一条の規定による改正後の地方税法  
(以下「新法」という。)第十四条の五の規定は、  
昭和五十七年十月一日以後に配当し、又は充当  
する地方団体の徴収金について適用し、同日前  
に配当し、又は充当する地方団体の徴収金につ  
いては、なお従前の例による。

2 新法第十七条の二第三項の規定は、昭和五十  
七年十月一日以後に充当する地方団体の徴収金  
について適用し、同日前に充当する地方団体の  
徴収金については、なお従前の例による。

3 新法第十八条の二第五項及び第二十条の九の  
四第二項の規定は、昭和五十七年十月一日以後  
に納付され、又は納入された地方団体の徴収金  
について適用し、同日前に納付され、又は納入  
された地方団体の徴収金については、なお従前  
の例による。

(道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又  
は法人の事業税の徴収猶予に関する経過措置)  
第三条 新法第十五条の三の規定は、昭和五十七  
年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了  
する事業年度に係る道府県民税若しくは市町村  
民税の法人税割又は法人の事業税(施行日以後  
に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一  
項若しくは第三百二十二条の八第一項又は第七  
十二条の二十六第一項の規定による申告書(道  
府県民税又は市町村民税の法人税割)に適用され  
る場合及びこれらの規定を同法第二百四  
十五条において準用する場合を含む。)の規定に  
よる申告書に係る法人税額を課税標準として算  
定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額

が記載された申告書に限る。)で昭和五十七年十二月一日前に提出期限の到来するもの(以下この項において「特定中間申告書」という。)に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税を除く。)について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税及び定中間申告書に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第九項の規定は、昭和五十六年度以後の各年に生じた同項に規定する雑損失の金額について適用し、昭和五十五年以前の各年において生じた第一条の規定による改正前的地方税法(以下「旧法」という。)第三十二条第九項に規定する雑損失の金額については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納稅義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十三号)による改正前の租税特別措置法(以下「昭和五十五年改正前の租税特別措置法」という。)第二十五条第一項に規定する事業所得を有する場合において、新法第四十五条の二第一項の規定によると申告書(その提出期限後において道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された新法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に旧法附則第六条第一項の適用を受ける旨の記載があるときは、その者の道府県民税の所得割については、新法附則第六条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、旧法附則第六条第一項の規定の例

による。

4 新法附則第八条第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十三条の三第二項及び第三項第二号、第三十四条第一項及び第三項第二号並びに第三十四条の二から第三十五条までの規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第五条 新法第七十二条の四十八第三項及び新法附則第九条の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度（施行日前に解散した法人の清算中の事業年度を除く）分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分及び施行日前に解散した法人の施行日以後に開始する清算中の事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第四項及び第七十三条の二十四第四項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税及び施行日前の不動産の取得で当該取得につき施行日以後に旧法第七十三条の十四第四項又は第七十三条の二十四第四項の規定による申告に係る期間の末日が到来するものに対して課する不動産取得税について適用し、施行日前に当該申告に係る期間の末日が到来したものに対して課する不



定により読み替えて適用される新法第四百十七条第一項中「第四百十五条第一項の規定による固定資産課税台帳を総覽に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」一部を改正する法律（昭和五十七年法律第二号）附則第十条第一項の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等を」とあるのは「同項の比準課税標準額を」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百十五条第一項（第四百十九条第三項の場合を含む。）の総覽期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七条第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」一部を改正する法律附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用される第四百十七条第一項」とする。

2 昭和五十七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に對して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四条第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合には、当該市街化区域農地に對して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書を併せて送付するものとする。

（市街化区域農地に對して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置）

3 第十一条 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、市街化区域農地に對して課する固定資産税又は都市計画税に記載された土地に係る課税標準額及び税額のうち市街化区域農地に係るも

定により読み替えて適用される新法第四百十七条第一項中「第四百十五条第一項の規定による固定資産課税台帳を総覽に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」一部を改正する法律（昭和五十七年法律第二号）附則第十条第一項の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等を」とあるのは「同項の比準課税標準額を」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百十五条第一項（第四百十九条第三項の場合を含む。）の総覽期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七条第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」一部を改正する法律附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用される第四百十七条第一項」とする。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において当該市街化区域農地に係る昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徵収することができる。

3 2度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徵収すること

2 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徵収し、既に徵収した仮算定税額が本算定税額を超える場合には、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徵収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徵収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

2 第十二条 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村長は、市街化区域農地に對して課する固定資産税又は都市計画税について、新法附則第二十九条の五第二項の申告があつた場合には、当該固定資産税又は都市計画税に係る納期限から同条第十項において準用する新法第十五条第四項の通知をする日までの期間、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徵収金を猶予することができる。ただし、当該市街化区域農地が新法附則第二十九条の五第一項の長期営農継続農地に該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徵収する場合において当該固定資産税又は都市計画税を徵収する場合には、次の事項を内容とする記載をしなければならない。

4 納税通知書には、次の事項を内容とする記載を

て、新法第三百六十四条第二項の納税通知書の交付期限までに、当該市街化区域農地について新法附則第二十九条の五第一項の認定ができる場合に、当該市街化区域農地に係る農地課税相当額（新法附則第二十九条の二に規定する農地課税相当額をいう。次条において同じ。）を仮に算定した当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「仮算定税額」という。）として、当該額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徵収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において当該市街化区域農地に係る昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徵収すること

2 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徵収し、既に徵収した仮算定税額が本算定税額を超える場合には、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徵収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徵収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

2 第十二条 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村長は、市街化区域農地に對して課する固定資産税又は都市計画税について、新法附則第二十九条の五第二項の申告があつた場合には、当該固定資産税又は都市計画税に係る納期限から同条第十項において準用する新法第十五条第四項の通知をする日までの期間、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徵収金を猶予することができる。ただし、当該市街化区域農地が新法附則第二十九条の五第一項の長期営農継続農地に該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徵収する場合において当該固定資産税又は都市計画税を徵収する場合には、次の事項を内容とする記載をしなければならない。

4 納税通知書には、次の事項を内容とする記載を



区 分	上 異 率	負 担 調 整 率
一・三倍以下のもの	一・一	
一・三倍を超える、一・五倍以下のもの	一・一五	
一・五倍を超える、一・七倍以下のもの	一・二	
一・七倍を超える、一・九倍以下のもの	一・一五	
一・九倍を超えるもの	一・三	
一・一五倍以下のもの	一・〇五	
一・一五倍を超える、一・三倍以下のもの	一・一	
一・三倍を超える、一・五倍以下のもの	一・一五	
一・五倍を超えるもの	一・二	

2 市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税について、次の措置を講ずる。(昭和五十七年四月一日実施)

(1) 三大都市圏の特定の市に所在するC農地を、新たに課税の適正化措置の対象とする。ただし、評価額が三・三平方メートル当たり三万円未満のものは、対象外とする。

なお、新たに課税の適正化措置の対象となるC農地については、税負担の急増を緩和するため、所要の負担調整措置を講ずる。

(2) 課税の適正化措置の対象となる市街化区域農地で、現に耕作の用に供され、かつ、十年以上営農を継続することが適當であると認められたものについては、五年ごとに確認の上営農が継続されている場合及び収用等により転用された場合に限り、一般農地としての税額を上回る額の納税を免除する。

(4) ガス税  
ガス税の免税点を一万一千円(現行二万円)

城 ル以上の土地 (2) その他の市の区域 が五百平方メートル以上の土地	一団の土地の面積が三百平方メートル以上の土地 (2) その他の市の区域 が五百平方メートル以上の土地
徴収猶予割合の縮減 住民税法人税割又は法人事業税の徴収猶予制度について、確定申告による税額に係る徴収猶予割合を四分の一以下(現行二分の一以下)に引き下げるとともに、中間申告による税額に係る徴収猶予制度を廃止する。(昭和五十七年四月一日実施)	徴収猶予割合の縮減 住民税法人税割又は法人事業税の徴収猶予制度について、確定申告による税額に係る徴収猶予割合を四分の一以下(現行二分の一以下)に引き下げるとともに、中間申告による税額に係る徴収猶予制度を廃止する。(昭和五十七年四月一日実施)
IV 地方団体の徴収金のうちの優先順位 地方税並びにその延滞金及び加算金を徴収すべき場合における徴収上の順位については、本税である地方税が優先する。(昭和五十七年十月一日実施)	IV 地方団体の徴収金のうちの優先順位 地方税並びにその延滞金及び加算金を徴収すべき場合における徴収上の順位については、本税である地方税が優先する。(昭和五十七年十月一日実施)
六 特別土地保有税 昭和五十七年四月一日以後に取得される土地及び昭和四十四年一月一日から昭和五十七年三月三十一日までに取得された土地のうち市街化調整区域内に所在する土地であつてその保有期間が十年を超えるものについては、特別土地保有税を課税しない。(昭和五十七年四月一日実施)	六 特別土地保有税 昭和五十七年四月一日以後に取得される土地及び昭和四十四年一月一日から昭和五十七年三月三十一日までに取得された土地のうち市街化調整区域内に所在する土地であつてその保有期間が十年を超えるものについては、特別土地保有税を課税しない。(昭和五十七年四月一日実施)
二 議案の可決理由 地方税源の充実に努めつつ、住民の税負担の軽減、適正化等を図ろうとする本案は、現段階においては妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。	二 議案の可決理由 地方税源の充実に努めつつ、住民の税負担の軽減、適正化等を図ろうとする本案は、現段階においては妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。
なお、本案に対し、日本社会党提案に係る修正案並びに公明党・国民会議・民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合の三党共同提案に係る修正案が提出されたが、いずれも否決された。右報告する。	なお、本案に対し、日本社会党提案に係る修正案並びに公明党・国民会議・民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合の三党共同提案に係る修正案が提出されたが、いずれも否決された。右報告する。

理 由 高齢者の雇用の現状にかんがみ、高齢者対策を総合的に推進するため、労働省職業安定局に高齢者対策部を設置することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。	労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
内閣總理大臣 鈴木 善幸 昭和五十七年一月二十九日	労働省設置法の一部を改正する法律 内閣總理大臣 鈴木 善幸 昭和五十七年一月二十九日
衆議院議長 福田 一殿 昭和五十七年三月二十三日	衆議院議長 福田 一殿 昭和五十七年三月二十三日
地方行政委員長 中山 利生	地方行政委員長 中山 利生

一 議案の要旨及び目的

本案は、高齢者対策を総合的に推進するための組織体制を整備しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 職業安定局に高齢者対策部を設置し、失業対策部を廃止すること。

2 高齢者対策部においては、定年の引上げ等による雇用の延長の促進その他高年齢者の職業の安定に関する事務等を所掌すること。

なお、この法律は、昭和五十七年四月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、高齢者対策の総合的な推進を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約二億三千四百万円が昭和五十七年度一般会計予算に計上されている。

昭和五十七年三月二十三日  
内閣委員長 石井 一  
〔別紙〕

衆議院議長 福田 一殿  
内閣総理大臣 鈴木 善幸

労働省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

郵政省設置法（昭和二十二年法律第二百四十四

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について善処すべきである。

一 今後における高齢化社会の急速な進展に適切に対応していくため、高齢者対策部の設置を契機として、今後とも中高年齢者に対する雇用、就業対策を拡充、発展させるよう努めるとともに、関係各省の密接な連携のもとに、総合的な高齢者対策の展開に努めること。

一 高齢者対策部の設置に伴う失業対策部の廃止は、失業対策事業の果たしている役割を軽視するものでないことに留意し、今後とも必要な失業対策事業の予算の確保と、その適切な運営を図るとともに就労者の実情に即した施策の充実に努めること。

一 高齢化社会への移行に伴い、地域における雇用開発がますます重要な役割を果たしていくことから、地域の中高年齢者対策の拡充を図るために諸施策の検討を進める」と。

会の項を削る。

第十九条第一項の表簡易生命保険郵便年金審査会の項に次のように加え、同表有線放送審議会の項を削る。

第十九条第一項の表簡易生命保険郵便年金審査会の項に次のように加え、同表有線放送審議会の項を削る。

右

郵政省設置法の一部を改正する法律案  
議会

昭和五十七年一月二十九日  
内閣総理大臣 鈴木 善幸

附 則  
(施行期日)

郵政省設置法の一部を改正する法律  
1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号の二中「電波監理審議会」を会に改める。

第十条の三第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「及び第十九条第一項の表郵政審議会の項」を削り、同項第四号中「取極」を「取決め」に改め、同項第五号中「割当」を「割当て」に改め、同項第十九号中「基づく」を「基づく」に改め、同項第二十四号中「外」を「ほか」に改める。

第十九条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「どおり」に改め、同項の表郵政審議会の項を次のように改める。

項第十九号中「基づく」を「基づく」に改め、同項第二十四号中「外」を「ほか」に改める。

第十九条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「どおり」に改め、同項の表郵政審議会の項を次のように改める。

(情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正)

2 情報処理振興事業協会等に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「あたつて」を「當たりて」に、「きく」を「聴く」に改める。

「郵政審議会」を「電気通信審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

一 第二条第一項若しくは第十四条第一項の申請に対する処分又は第二十五条の規定による処分をしようとするとき。

二 第十三条第一項の規定による区域の指定をしようとするとき。

三 第二十四条第二項又は第三項の規定により投標の料金の変更を命じようとするとき。

四 第三条第一項、第四条第一項第一号、第九条、第十条第一項、第十二条、第十三条第一項又は第二十九条の規定に基づく郵政省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

「第六章 罰則」を「第五章 罰則」に改める。

### 理由

電気通信の重要性の増大にかんがみ、電気通信行政の公平かつ能率的な運営を図るため、郵政審議会を改組し、及び有線放送審議会を廃止して、電気通信審議会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十七年三月二十五日

内閣委員長 石井 一

衆議院議長 福田 一殿

右報告する。

昭和五十七年三月二十五日

機械類信用保険法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 鈴木 善幸

国会に提出する。

昭和五十七年二月九日

一 議案の要旨及び目的

本案は、近年における電気通信の重要性の増大にかんがみ、電気通信行政の公平かつ能率的な運営を図るために、郵政省の附屬機関として置

かれている審議会の改組等を行おうとするもの

六号) の一部を次のように改正する。

第一条中「機械類」の下に「(プログラムを含む。)」を加え、「行なう」を「行う」、「機械工業」を

「有線放送審議会を設置すること」。

なほ、この法律は、昭和五十七年十月一日から施行することとしている。

### 二 議案の可決理由

本案は、電気通信の重要性の増大にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

円が昭和五十七年度一般会計予算に計上されている。

本案施行に要する経費として、約三百三十万

その日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ

る契約に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)を取得させる」に改め、同条第一項中「購入者」の

下に「又はプログラム使用権を取得する者」を、「の購入資金」の下に「又は当該プログラム使用権の取得資金」を加え、「債務を」を「債務を」に、「又は販売する者」を「若しくは販売する者又は当該プログラム使用権に係るプログラムを作成し、

若しくは当該プログラム使用権の提供(プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。)をする者」に改め、同条第三項中「使用

させること」を「使用させ、又はプログラムを計数型電子計算機による情報処理のために使用させる

契約」に改め、同項第一号中「使用させる期間」を

「使用させ、又はプログラムを計数型電子計算機による情報処理のために使用させる期間(以下「使用期間」という。)」に、「こえる」を「超える」に、「当該期間」を「使用期間」に改め、同項第三号中「機械類を使用する期間」を「使用期間」に、「当該機械類」を「機械類」に、「移転する」を「移転し、又はプログラムのプログラム使用権を相手方

が取得する」に改め、同条第四項及び第五項中「行なうことが」を「行うこと」が、「に、機械類であつて」を「機械類及び中小企業の経営管理の合理化を図るため必要であり、かつ、ソフツウェア業の振興に資すると認められるプログラムであつて」に

「機械類を使用させる」に改め、同条第一項に次の一項を加える。

6 この法律において「プログラム」とは、情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項のプログラムをい

う。

第三条第一項中「の製造業者又は販売業者(第一種機械類の製造業者からその製造するすべての第一種機械類を譲り受けこれを販売する者その他政令で定める販売業者に限る。以下「製造業者等」という。)」を「のうちプログラム以外のものの製造業者若しくは販売業者又は第一種機械類であるプログラムの作成の事業を行う者若しくはプログラム使用権の提供の事業を行う者(以下「製造業者等」という。)」に改め、同条第一項中「係る販売契約」を「係る機械類の販売契約若しくはプログラム使用権の提供の契約」に改め、同条第三項第一号

中「及び機械工業」を「又は経営管理の合理化及び機械工業又はソフトウエア業」に改める。

第三条の二第一項中「管む」を「行う」に改める。

第四条第一項中「第一種機械類の代金の額のうちその」を「代金の額のうち当該割賦販売契約による」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に成立している改正前の機械類信用保険法(以下「旧法」という。)第三条第二項又は第三条の二第二項の保険関係及びこの法律の施行の際現に旧法第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により締結されている昭和五十七年度に係る保険契約については、なお従前の例による。

#### 理 由

中小企業の経営管理の合理化及びソフトウエア業の振興に資するため代金を分割して受領することを条件としてプログラム使用权を取得させる契約等による取引について政府が信用保険を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 機械類信用保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業の経営管理の合理化及びソフトウエア業の振興に資するため、機械類信用保険制度を拡充し、新たにプログラムに係る割賦販売契約及びリース契約等による取引について、信用保険を行うための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 目的の改正

(1) 「機械類」に、プログラム(情報処理・販賣事業協会等に関する法律に規定するプログラムをいう。)を含むものとする。

(2) 法律の目的に、中小企業の経営管理の合理化及びソフトウエア業の振興に資するなどを加える。

#### 2 定義の改正

(1) 「割賦販売契約」に、プログラム使用権を取得させる契約を加える。

(2) 「購入資金借入保証契約」に、プログラム使用権を取得する者が銀行その他の金融機関から借り入れる当該プログラム使用権の取得資金に係る債務を、当該プログラム使用権に係るプログラムを作成し、又は当該プログラム使用権の提供をする者が保証する契約を加える。

(3) 「リース契約」に、プログラムを使用させることによる契約を加える。

(4) 「第一種機械類」及び「第二種機械類」に、中小企業の経営管理の合理化を図るために必要な措置を加える。

要であり、かつ、ソフトウエア業の振興に資すると認められるプログラムを加える。

昭和五十七年三月二十四日  
商工委員長 渡部 恒三  
衆議院議長 福田 一殿

#### 3 保険契約の相手方の追加

機械類信用保険の保険契約の相手方として、第一種機械類であるプログラムの作成の事業を行なう者又はプログラム使用権の提供を行なう者を加える。

#### 4 施行期日

昭和五十七年三月十九日  
国会に提出する。  
内閣総理大臣 鈴木 善幸

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 二 議案の可決理由

本案は、中小企業の経営管理の合理化及びソフトウエア業の振興に資するプログラムの割賦販売契約等による取引について信用保険を行うための措置として、有効適切なものと認められを可決すべきものと議決した次第である。

#### 三 本案施行に要する経費

昭和五十七年度一般会計予算に、機械類信用保険特別会計への出資金として三億円が計上されている。

なお、昭和五十七年度における機械類信用保険の引受け度額は、昭和五十七年度特別会計予算予算總則において、六千五百億円とされている。

第一条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

昭和五十七年三月二十四日  
商工委員長 渡部 恒三  
衆議院議長 福田 一殿

右

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十七年三月十九日  
内閣総理大臣 鈴木 善幸

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右

砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に関する措置(第十九条—第二十九条)」を「第二章の二 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置(第十九条—第二十九条)」、「第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に関する措置(第十九条—第二十九条)」を「第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に関する措置(第十九条—第二十九条)」、「補則(第三十条・第三十一条)」を「補則(第三十条—第三十四条)」に、「第三十二条・第三十三条」を「第三十五条—第三十七条」に改める。

第一条中「防止するための措置」の下に「異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置」を加え

る。

3 この法律において「異性化糖」とは、でん粉を酵素又は酸により加水分解して得られた主としてぶどう糖からなる糖液を酵素又はアルカリにより異性化した果糖又はぶどう糖を主成分とする糖をいう。

第十一条第一項第一号イ中「乗じて得た額」の下に「から当該輸入申告の時に適用される農林水産大臣の定める額(粗糖以外の指定糖にあっては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この号において同じ。)(当該農林水産大臣の定める額がその乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額」を加え、同号ロ中「乗じて得た額」の下に「から当該輸入申告の時に適用されるイの農林水産大臣の定める額(当該額がその乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額」を加える。

第十一条第三項を次のように改める。

3 第一項第一号イの農林水産大臣の定める額は、第十八条の三第一項の期間ごとにその各期間を適用期間とし、その適用期間における第十八条の二第一項の異性化糖調整基準価格と第十八条の三第一項の異性化糖の平均移出価格(当該異性化糖の平均移出価格が当該異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当該異性化糖調整基準価格)との差額にその適用期間の属する砂糖年度に係る第十八条の大第一項の農林

水産大臣の定める率を乗じて得た額に、当該年度の前年度における異性化糖の製造数量を基準とし当該年度におけるその製造数量の見込数量を参考して定めた異性化糖の推定製造数量を政令で定めるところにより標準異性化糖(農林水産省令で定める規格の異性化糖に含まれる固形分としての糖をいう。以下同じ。)の数量に換算した数量(同条第二項において「標準異性化糖推定製造数量」という。)を当該年度における前項に規定する砂糖及び国内産ぶどう糖の推定総供給数量で除して得た数を乗じて得た額を政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての事業団の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものとする。

第十条に次の二項を加える。

4 第三条第六項の規定は第一項第一号イの農林水産大臣の定める率について、第七条第二項から第四項までの規定は同号イの農林水産大臣の定める額について、それぞれ、準用する。この場合において、同号ロ中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「第十八条の二第一項の異性化糖調整基準価格又は第十八条の三第一項の異性化糖の平均移出価格が改定された場合」と、同号メ中「第一項」とあるのは「第十八条の二第一項の異性化糖調整基準価格又は第十八条の三第一項の異性化糖の平均移出価格又は第十八条の二第一項の異性化糖調整基準価格と第十八条の三第一項の異性化糖の平均移出価格(当該異性化糖の平均移出価格が当該異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当該異性化糖調整基準価格)との差額にその適用期間の属する砂糖年度に係る第十八条の大第一項の農林

水産大臣への売渡し)に関する措置

第二章の次に次の二章を加える。

第一章の二 異性化糖の砂糖との価格調整

第十八条の二 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者(以下「異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均移出価格が異性化糖調整基準価格(国内産糖合理化目標価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を事業団に売り渡さなければならない。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時に適用される同項の異性化糖の平均移出価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格(第七条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。)ごとにその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第十条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準価格を告示しなければならない。

3 異性化糖調整基準価格は、第四条第一項の規定により国内産糖合理化目標価格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。

4 農林水産大臣は、異性化糖調整基準価格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

2 異性化糖調整基準価格は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めなければならない。

異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を超える場合は、この限りでない。

3 異性化糖調整基準価格は、第四条第一項の規定により国内産糖合理化目標価格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。

4 農林水産大臣は、異性化糖調整基準価格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 第七条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第七条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することができる」とあるのは「併せて改定しなければならない」とある。」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十八条の二第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。)ごとにその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第十条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準価格を告示する」とあるのは「第十七条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。)と読み替えるものとする。

第一項の規定による異性化糖の売渡しは、当該異性化糖をその製造場から移出する前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならぬ

1

7 前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾

8 に關し必要な事項は政令で定める。

9  
一 製造した異性化糖と当該異性化糖以外の物  
とを混合すること。  
二 製造した異性化糖を消費すること。

異性化糖製造者が異性化糖の製造を廃止する  
場合において、製造した異性化糖がその製造場  
に現存するときは、当該異性化糖製造者がその  
製造を廃止する日に当該異性化糖を当該製造場  
から移出するものとみなす。

第十八条の三 異性化糖の平均移出価格(以下「異性化糖平均移出価格」という。)は、標準異性化糖につき、政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、異性化糖の原料でん粉の価格並びに異性化糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額を基準として、農林水産大臣が定める。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、異性

昭和五十七年三月二十六日 衆議院会議録第十三号

化糖平均移出価格について準用する。この場合

と、同条第三項中「第五条第一項の規定による

り算出される額を加減して得た額。以下この項において同じ。)を超える場合は、当該異性化糖の税率(%)面各は、当該異性化糖票率面各にす

前項の農林水産大臣の定める率は、毎砂糖年

における第十条第一項に規定する国内産糖及び

国内産ぶどう糖の推定総製造数量を当該年度における同項に規定する砂糖及び国内産ぶどう糖

の推定総供給数量と標準異性化糖推定製造数量

に砂糖の価格形成に及ぼす異性化糖の影響の程度を示すものとして政令で定めるところにより

算出される数を乗じて得た数量との合計数量で  
除して尋た數に当該算出される数を乗じて得た

数を限度として、定めるものとする。

第三条第六項の規定は、第一項の農林水産大臣の定める率について準用する。

## (異性化糖の移出の制限)

第十八条の七 異性化糖製造者は、第十八条の二

を、事業団に売り渡し、かつ、事業団から買ひ

(製造開始等の届出)  
戻した後でなければ  
移出してはならない

第十八条の八 第十八条の二第一項の施設により農林水産省は、農業化粧を製造しようとする者は、

令で定めるところにより、農林水産省令で定め

る事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。  
又は、  
・・・

休止しようとする場合も、同様とする。

2 異性化糖製造者は、前項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。

「第四章 補則」を「第四章 雑則」に改める。

第三十三条中「前条」を「前二条」に、「同条の罰金刑」を「各本条の刑」に改め、同条を第三十七条

とする。

第三十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十六条」の下に「又は第十八条の八第一項若しくは第二項」を加え、同条第二号中「第三十条」を「第三十三条」に、「前条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第三十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第三十五条 第十八条の七の規定に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第三十一条第一項中「ふどう糖製造事業者」の下

に「異性化糖製造者」を、「精製糖」の下に「若しくはでん粉」を加え、「甘しよでん粉若しくは馬鈴しよでん粉」を「異性化糖若しくはでん粉」に改め、第四章中同条を第三十四条とし、第三十条を第三十三条とし、同条の前に次の見出し及び三条を加える。

(輸入に係る指定糖及び異性化糖の売戻しの価格の特例)

第三十条 農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第十条第一項

の規定により定められる事業団の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、第二十四条第一項又は第三条第一項の規定により国内産糖又は国内産ふどう糖の売戻しの価格が砂糖の市価を参酌して定めることとされていることからみて、事業団の行う国内産糖及び国内産ふどう糖の買入れ及び売戻しの業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、事業団に対し、次条第一項及び第三十二条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 農林水産大臣は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、速滞なく、同項の指示を取り消すとともに、その旨を告示するものとす

る。

第三十一条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)を加えて得た額とする。

2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前条第一項の規定による告示が行われた日(当該告示が行われた日後四日から同条第二項の規定による告示が行われる日までに開始する前項の期間にあつては、当該期間の初日前二日まで)に

(農林水産省令で定める過去一定年間に事業団への売渡しの申込みをしていない者で、その日以後当該申込みをしたものについては、当該申込みの後遅滞なくしなければならない。

3 第一項の農林水産大臣が定める額は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めて告示するものとする。

第三十二条 第十八条の二第一項の規定による異性化糖の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした異性化糖製造者の当該申込みの日の属する前条第一項の期間における異性化糖の売渡し申込数量を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における異性化糖の第十八条の五第一項の規定による売戻しの数量を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めてその者及び事業団に通知した数量(その数量によることが著しく不適当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量等を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び事業団に通知したときは、当該数量)を超えるとき

は、その超える数量に係る異性化糖の第三十条第一項の規定による告示が行われた日から同条

における事業団の売戻しの価格は、第十八条の六第一項の規定にかかわらず、同項に規定する売戻しの価格に、前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る異性化糖の移出日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）を加えて得た額とする。

## 外 報 号

2 前条第二項の規定は前項に規定する農林水産大臣の通知について、同条第三項の規定は前項の農林水産大臣が定める額について、それぞれ、準用する。

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 改正後の砂糖の価格安定等に関する法律（以下「新法」という。）第十条の規定は、昭和五十七年十月一日以後に輸入申告をする指定糖について適用するものとし、同日前に輸入申告をする指定糖については、なお従前の例による。

第三条 新法第二章の二（第十八条の八を除く。）

第三十二条、第三十五条及び第三十七条（第三十五条に係る部分に限る。）の規定は、昭和五十七年十月一日以後にその製造場から移出する異性化糖について適用する。

第四条 昭和五十七年十月一日以後三年を経過するまでの間における新法第三十二条第一項の規定の適用については、同項中「通常年のその者に対する当該期間における異性化糖の第十八条

で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出は、新法第十八条の八第二項の規定による届出とみなす。

第六条 前条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七条 この法律の施行の日の属する砂糖年度についての新法第三十二条第一項の農林水産大臣が定める額は、同条第三項の規定にかかわらず、同日に定めて告示するものとする。

（蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正）

第六条 蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「価格調整」の下に「異性化糖の砂糖との価格調整」を加える。

第二十条第一項第二号中「口をへ」とし、イの次に次のように加える。

口 異性化糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

第三十七条第三項中「売戻しの価格」の下に

「（同法第三十条第一項の規定による告示が行われた場合において、同法第三十一条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しがされるときは、当該売戻しの価格）」を加える。

第九条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第一百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十三号及び第十二条第十六号中「及びぶどう糖」を「ぶどう糖及び異性化糖」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第六条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第一百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十三号及び第十二条第十六号中「及びぶどう糖」を「ぶどう糖及び異性化糖」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

異性化糖の急増等最近の砂糖をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置並びに指定糖及び異性化糖の蚕糸砂糖類価格安定事業団の売戻しの価格の特例措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

### 一 本案の要旨及び目的

本案は、異性化糖の急増等最近の砂糖をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、糖価安定制度について所要の改正を行おうとするもので、その主旨は次のとおりである。

（一） 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置

新たに、異性化糖を蚕糸砂糖類価格安定事

業団(以下「事業団」という。)の売買の対象とし、砂糖との価格調整を図ることとする。

1 原料でん粉価格及び標準的な製造販売経費を基準にして定める異性化糖の価格(平均移出価格)が、異性化糖調整基準価格に満たないとき、事業団の売買を通ずる価格調整を行うものとする。」。

2 事業団への売渡しは、異性化糖の製造場からの移出前に行うものとする。」。

3 异性化糖の売買差額(調整金)については、異性化糖の平均移出価格と調整基準価格との差額に一定率を乗じて算定するものとすること。

4 异性化糖からの調整金収入見込に応じ、輸入糖の事業団の売戻価格について、所要の修正を行うものとする。」。

〔別紙〕 輸入糖及び異性化糖の売戻価格の特別措置

砂糖の市価がいわゆる形成糖価を下回つて推移する場合等において、輸入糖又は異性化糖を事業団に売り渡す者の一定期間における売渡申込数量が、その者についての通常年ににおける一定期間の売戻数量等を超えるときに、その超える数量に係る調整金については、砂糖の供給量が砂糖の市価に及ぼす影響の度合を参考して定める一定額を加えたものとする。」。

〔その他〕

1 この法律は、公布の日から一月の範囲内

において政令で定める日から施行するものとする。」。

において政令で定める日から施行するものある。

記

1 輸入糖及び異性化糖の事業団の売戻価格の特別措置については、「これが、的確な甘味の需給変化にかんがみ、異性化糖を含めた甘味全体としての需給と価格の安定を図り、併せて糖価安定制度の円滑な運営に資するため、時宜に適する妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。」。

2 异性化糖の事業団への売渡しは、昭和五十七年十月一日以後にその製造場から移出される異性化糖について行うものとする。」。

〔二〕 議案の可決理由

本案は、最近における砂糖をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、異性化糖を含めた甘味全体としての需給と価格の安定を図り、併せて糖価安定制度の円滑な運営に資するため、時宜に適する妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付する」と決した。

右報告する。

昭和五十七年三月二十四日

農林水産委員長 羽田 孝  
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕 輸入糖及び異性化糖の売戻価格の特別措置

砂糖の市価がいわゆる形成糖価を下回つて推移する場合等において、輸入糖又は異性化糖を事業団に売り渡す者の一定期間における売渡申込数量が、その者についての通常年ににおける一定期間の売戻数量等を超えるときに、その超える数量に係る調整金については、砂糖の供給量が砂糖の市価に及ぼす影響の度合を参考して定める一定額を加えたものとする。」。

政府は、砂糖の国際需給等の不安定な動向に対応する法律案に対する附帯決議

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求める件  
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕 日本放送協会昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画

予算總則  
昭和57年度収支予算

第1条 昭和57年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

四 国内甘味資源作物の生産性の向上及び長期生産見通しを達成するため

〔一〕 でん菜については、合理的な輸作体系の確立等により生産の安定化を図ることとし、でん菜の生産に対応した原料処理体制についても、需給協議会等を強化し、関係者の意見が反映されるよう措置すること。

また、一般消費者及び関連事業者の利益が不

常に損されることのないよう十分留意すること。

〔二〕 さとうきびについては、土地基盤整備の促進強化、優良種苗の開発・普及、病害虫防除対策の充実及び機械化作業体系の確立等実効ある生産対策を講じ、さとうきび作を基幹とした複合経営の推進に努めること。

〔三〕 さとうきびについては、土地基盤整備の促進強化、優良種苗の開発・普及、病害虫防除対策の充実及び機械化作業体系の確立等実効ある生産対策を講じ、さとうきび作を基幹とした複合経営の推進に努めること。

〔四〕 さとうきびについては、土地基盤整備の促進強化、優良種苗の開発・普及、病害虫防除対策の充実及び機械化作業体系の確立等実効ある生産対策を講じ、さとうきび作を基幹とした複合経営の推進に努めること。

〔一〕 総合的な甘味対策を講ずるに当たりては、糖化業界が国産でん粉の円滑な消化に寄与していること等にも留意し、同業界の秩序ある健全な発展を図るとともに、本法施行までの経過期間を含め、適切な指導を行うこと。

〔二〕 精糖業界の体質改善については、経営の多角化等に対する各般の措置を講じ、関係商社、企業の努力を助長するとともに、雇用の安定、労働条件の改善等についての業界段階における労使の話し合いが円滑に行われるよう指導すること。

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件  
右  
国会に提出する。  
昭和五十七年二月十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約(以下「普通契約」という。)にあっては520円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「カラー契約」という。)にあっては880円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ5,720円、9,680円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,860円、4,840円とする。

2 前項の規定にかかるらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の月額は、特例措置として普通契約410円、カラー契約760円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ4,510円、8,380円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,255円、4,180円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、彼此適用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此適用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかるらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と彼此適用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

第8条 前期繰越金が、本予算において計上する前期繰越金受入れの金額に比し減少したときは、経営委員会の議決を経て、借入金を増額し、又は借入金の返還もしくは設備の新設、改善に充てた経費を減額することができる。

2 前年度の決算において後期繰越金が、昭和55年度及び昭和56年度予算総則第9条による繰越金の金額に比し増加したときは、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還もしくは設備の新設、改善に充てができる。

第9条 本予算において事業取支差金を生じた場合は、経営委員会の議決を経て、翌年度以降に收支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 國際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ國際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てができる。

#### 昭和57年度收支予算書

##### (事業取支)

(款) 事業取支	(事業取支)
受付料	287,233,976千円
信収入	241,160,140千円
交雑収入	1,015,447千円
特収入	4,774,380千円
支入	254,000千円

##### (事業支出)

(項) 事業支出	(事業支出)
放送費	287,233,976千円
研究費	97,940,228千円
送信費	75,748,065千円
国際放送費	1,837,475千円
国際調査費	42,217,291千円
国際研究費	3,403,553千円
国際研究費	41,097,904千円
国際研究費	18,400,000千円
国際研究費	3,692,460千円
国際研究費	457,000千円
国際研究費	2,500,000千円

##### (資本取支)

(款) 資本取支	(資本取支)
本取引當金	38,724,869千円
減価償却引当金	18,400,000千円
前期繰越金受入れ	7,618,000千円
資産受入れ	250,869千円
放送債券償還積立資産	770,000千円

(項)	資本支出 費資	送 債券	
		放長期借入金	放債券
(6)	放送債権積立資産繰入れ	9,000,000千円	2,686,000千円
(7)	放送債券償還金	38,724,869千円	34,000,000千円
(8)	長期借入金返済	336,869千円	4,099,000千円
	事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は、286,776,976千円であり、経常事業収支差金は、203,000千円である。	770,000千円	3,519,000千円
	なお、昭和57年度の財政を安定させるため、昭和56年度及び昭和56年度から使用を繰り延べる	こととしている繰越金合計11,145,047千円のうち、7,618,000千円を本年度の前期繰越金受入れに計上して、債務償還のために使用し、3,527,047千円を翌年度に收支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べる。	放送機器購入額
	昭和57年度事業計画	放送機器購入額	放債券
1	計画概説	放債券	放債券
	日本放送協会の事業運営は、極めて厳しい経営環境にあるが、昭和57年度は、昭和55年度を初年度とする5か年の経営計画の最終年度として、所期の目標を達成するため、収入の確保を図り、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、視聴者の意向を受けとめ、これを事業運営に積極的に反映させて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努めることとする。	放債券	放債券
(1)	放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の建設を行うほか、放送衛星について必要な設備の整備を進めるとともに、ラジオにおいては、中波放送所の増力整備を行うほか、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。	放債券	放債券
(2)	放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。	放債券	放債券
(3)	なお、これらを通じて放送番組全般の利用促進に努める。	放債券	放債券
(4)	社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に則したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、協会の基本的性格等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。	放債券	放債券
(5)	受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。	放債券	放債券
(6)	また、受信料免除については、日本放送協会放送受信料免除基準に定める「基地周辺受信者」及び「射撃場周辺受信者」に対する受信料の免除を廃止する。	放債券	放債券
(7)	国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。	放債券	放債券
2	建設計画	建設計画	建設計画
	建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に133億5,600万円、演奏所の整備に11億5,300万円、放送設備の整備に71億3,800万円、研究設備の整備等に53億5,300万円、総額300億円をもつて施行する。	建設計画	建設計画
(1)	テレビジョン放送網計画	テレビジョン放送網計画	テレビジョン放送網計画
	局の建設を完成し、40地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、210	局の建設を完成し、40地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、210	局の建設を完成し、40地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、210
	また、テレビジョン音声多重放送の拡充に必要な設備の整備及び県域放送のためのテレビジョンの調査を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。	また、テレビジョン音声多重放送の拡充に必要な設備の整備及び県域放送のためのテレビジョンの調査を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。	また、テレビジョン音声多重放送の拡充に必要な設備の整備及び県域放送のためのテレビジョンの調査を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。
	なお、放送衛星についても必要な設備の整備を進める。	なお、放送衛星についても必要な設備の整備を進める。	なお、放送衛星についても必要な設備の整備を進める。
	これらに要する経費は、126億6,700万円である。	これらに要する経費は、126億6,700万円である。	これらに要する経費は、126億6,700万円である。
(2)	ラジオ放送網計画	ラジオ放送網計画	ラジオ放送網計画
	中波放送所の増力整備等を進めるほか、中波放送局2局の建設を完成するとともに、FM放送局5局の建設を完成し、3局の建設に着手する。	中波放送所の増力整備等を進めるほか、中波放送局2局の建設を完成するとともに、FM放送局5局の建設を完成し、3局の建設に着手する。	中波放送所の増力整備等を進めるほか、中波放送局2局の建設を完成するとともに、FM放送局5局の建設を完成し、3局の建設に着手する。
	また、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。	また、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。	また、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。
	これらに要する経費は、36億8,900万円である。	これらに要する経費は、36億8,900万円である。	これらに要する経費は、36億8,900万円である。
(3)	演奏所整備計画	演奏所整備計画	演奏所整備計画
	老朽、狭隘な地方放送会館の整備を取り進める。	老朽、狭隘な地方放送会館の整備を取り進める。	老朽、狭隘な地方放送会館の整備を取り進める。
	これに要する経費は、11億5,300万円である。	これに要する経費は、11億5,300万円である。	これに要する経費は、11億5,300万円である。
(4)	放送設備整備計画	放送設備整備計画	放送設備整備計画
	ローカル放送充実のための放送機器の整備を行なうほか、老朽の著しい中継放送用機器等の更新、整備等を行う。	ローカル放送充実のための放送機器の整備を行なうほか、老朽の著しい中継放送用機器等の更新、整備等を行う。	ローカル放送充実のための放送機器の整備を行なうほか、老朽の著しい中継放送用機器等の更新、整備等を行う。
(5)	研究設備、一般施設整備計画等	研究設備、一般施設整備計画等	研究設備、一般施設整備計画等
	新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器の整備を行なうほか、宿舎の整備等を行う。	新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器の整備を行なうほか、宿舎の整備等を行う。	新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器の整備を行なうほか、宿舎の整備等を行う。
	これらに要する経費は、53億5,300万円である。	これらに要する経費は、53億5,300万円である。	これらに要する経費は、53億5,300万円である。
3	事業運営計画	事業運営計画	事業運営計画
(1)	要員及び給与	要員及び給与	要員及び給与
	要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、年度内に160人の減員を行い、総員を16,310人とする。	要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、年度内に160人の減員を行い、総員を16,310人とする。	要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、年度内に160人の減員を行い、総員を16,310人とする。
	これに要する給与は、総額979億4,022万8千円である。	これに要する給与は、総額979億4,022万8千円である。	これに要する給与は、総額979億4,022万8千円である。

- (2) 国内放送  
 ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日17時間30分(週刊平均)の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、夜間の番組の刷新、特別企画番組の積極的編成、開拓に努める。また、音声多重放送については、放送時間と放送地域の拡充を行う。教育放送は、1日18時間の放送時間により、各種教育番組を中心と編成し、生涯教育に資する番組の充実、学校教育番組の刷新を行なう。ローカル放送は、1日1時間30分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即した番組を一層充実して、ローカルサービスの向上を図る。ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、ニュース、報道番組を刷新し、第2放送は、1日18時間30分の放送時間により、生涯教育に資する番組を中心と充実刷新を図り、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心と編成し、聴取者の意向にこたえる。これに要する経費は、186億1,030万9千円である。
- ウ 通信施設関係については、前年度68億3,300万8千円に対し、1億4,826万4千円の増加となり、総額69億8,127万2千円である。
- 以上により、国内放送費総額は、前年度712億3,558万円に対し、45億1,248万5千円の増額となり、総額757億4,806万5千円である。
- (3) 国際放送  
 国際放送については、1日37時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与することとし、内外からの要請にこたえてアジア地域向け放送及び一般向け放送を充実刷新し、あわせて受信の改善に努める。
- このため、前年度17億2,778万1千円に対し、1億969万4千円の増額となり、総額18億3,747万5千円である。
- (4) 広報及び営業活動  
 社会環境の激しい変化の中で、地域の特性に即したきめ細かい施策により、更に幅広い視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営的に的確に反映させるとともに、公共放送としての協会の基本的性格と受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。
- また、社会情勢の変化に対応し、受信料負担の公平を期するため、大都市を重点に視聴者の生活態様に即した営業活動を積極的に推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、放送受信環境の多様化に対し、受信サービス活動を強化して、視聴者の要請にこたえる。このため、前年度400億5,588万円に対し、21億6,141万1千円の増額となり、総額422億1,729万1千円である。すなわち、広報費18億7,578万7千円、受信改善費15億2,288万9千円、契約収納に308億8,291万5千円、未収受信料欠損償却費に84億3,600万円である。
- (5) 調査研究  
 調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るために、番組面において、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、放送技術革新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。
- このため、前年度32億1,056万6千円に対し、1億9,298万7千円の増額となり、総額34億355万3千円である。
- (6) 経営管理  
 経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の削減を図ることとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度383億7,286万円に対し、26億6,504万4千円の増額となり、総額410億3,790万4千円である。すなわち、一般管理に25億4,495万4千円、施設の維持管理に43億994万3千円、職員の厚生保健に172億6,245万5千円、退職手当その他に160億2,055万2千円である。
- (7) 減価償却費、財務費及び予備費  
 減価償却費184億円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費36億9,246万円及び予備費25億円を計上する。
- (8) 特別収入及び特別支出  
 特別収入は、固定資産売却益等2億5,400万円を計上する。  
 特別支出は、固定資産売却損等4億5,700万円を計上する。
- 4 受信契約者数  
 (1) 普通契約  
 ア 有料契約者見込数
- | 区 分               | 昭和57年度    | 昭和56年度    | 増 減    |
|-------------------|-----------|-----------|--------|
| 年 度 初 頭 契 約 者 数   | 2,325,000 | 2,375,000 | 50,000 |
| 年 度 内 新 規 契 約 者 数 | 443,000   | 470,000   | 27,000 |
| 年 度 内 解 約 者 数     | 493,000   | 520,000   | 27,000 |
| 年 度 内 増 加 契 約 者 数 | ▲ 50,000  | ▲ 50,000  | 0      |

## イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和 57 年度	昭和 56 年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	387,000	402,000 ▲	15,000
年 度 内 新 規 免 除 者 数	6,000	9,000 ▲	3,000
年 度 内 解 約 者 数	20,000	24,000 ▲	4,000
年 度 内 增 加 免 除 者 数	▲ 14,000	15,000	1,000

## (2) カラー契約

## ア 有料契約者見込数

区 分	昭 和 57 年 度	昭 和 56 年 度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	26,778,000	26,178,000	600,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数	2,150,000	2,162,000 ▲	12,000
年 度 内 解 約 者 数	1,600,000	1,562,000	38,000
年 度 内 增 加 契 約 者 数	550,000	600,000 ▲	50,000

## イ 受信料免除者見込数

区 分	昭 和 57 年 度	昭 和 56 年 度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	187,000	180,000	7,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数	33,000	27,000	6,000
年 度 内 解 約 者 数	26,000	20,000	6,000
年 度 内 增 加 契 約 者 数	7,000	7,000	0

## ア 有料契約者見込数

区 分	昭和 57 年度	昭和 56 年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 者 数	32,000	34,000 ▲	2,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数	4,000	4,000	0
年 度 内 解 約 者 数	5,000	6,000 ▲	1,000
年 度 内 增 加 契 約 者 数	▲ 1,000	2,000	1,000

## (2) カラー契約

## ア 有料契約者見込数

区 分	昭 和 57 年 度	昭 和 56 年 度	増 減
年 度 初 頭 免 除 者 数	1,680	1,290	370
年 度 内 新 規 免 除 者 数	500	500	0
年 度 内 解 約 者 数	100	130 ▲	30
年 度 内 增 加 免 除 者 数	400	370	30

(参考1)

前記4のうち沖縄県の区域における受信契約者数

## (1) 普通契約

## (参考2) 有料契約者見込総数

区 分	普通契約者数	カラーヨリ契約者数	契約者総数
年 度 初 頭 契 約 者 数	2,325,000	26,778,000	29,103,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	▲ 50,000	550,000	500,000
年 度 末 契 約 者 数	2,275,000	27,328,000	29,603,000

## 昭和57年度資金計画

## 1 資金計画の概要

昭和57年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額3,086億1,013万7千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額3,077億486万6千円をもつて施行する。

## 2 入金の部

受信料については、受信料収入予算2,811億9,014万9千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入予算2,699億4,254万3千円を予定する。

・放送債券については、90億円発行による入金額89億3,250万円、長期借入金について、26億8,600万円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入10億1,544万7千円、受入利息等収入47億7,438万円、固定資産元却收入2億8,086万9千円、放送債券償還積立資産のもどし入金7億7,000万円、有価証券売却その他の入金202億839万8千円を見込む。

以上により入金額は、総額3,086億1,013万7千円である。

## 3 出金の部

事業経費2,524億9,851万6千円、建設経費300億円、放送債券の償還7億7,000万円、長期借入金の返還35億1,900万円、出資3億3,686万9千円、支払利息等の経費34億9,748万1千円、放送債券償還積立資産への繰入れ40億9,900万円、予備費25億円、有価証券購入104億8,400万円を合わせ出金額は、総額3,077億486万6千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1. 前期末資金有高	13,300,000	16,985,884	16,430,673	16,220,808	13,300,000
2. 入 金	72,318,992	63,234,824	88,440,412	84,615,909	308,610,137
受 信 料	64,465,360	59,987,359	73,174,084	72,315,740	269,942,543
4. 期 末 資 金 有 高	16,985,884	16,430,573	16,220,808	14,205,271	14,205,271

日本放送協会昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

日本放送協会昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和57年2月

郵政大臣

日本放送協会昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和57年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切なものと認める。

なお、昭和57年度収支予算は、事業収支において収入不足は生じないが、債務償還に必要な資金の不足額76億円を、昭和56年度及び昭和56年度からの繰越金111億円の中から補てんすることにより、収支の均衡を保っているが、昭和58年度以降の協会の財政は極めて厳しい事態に立ち至ることが予想される。

協会は、このような厳しい経営環境を深く認識し、事業計画等の実施に当たつては、特に、下記の点に配慮するとともに、公共放送機關としての長期的展望に立った経営の在り方に關する協会の審議の結果を踏まえて、更に具体的な検討を行い、経営の長期的な安定に資する方策を見いだすよう努めるべきである。

## 記

- 1 協会は、収入の確保及び負担の公平の観点から、経営の基盤である受信料の確実な収納に格段の努力を払うとともに、経営の合理化及び経費の節減の徹底を図ることにより、極力受信者の負担増を來さないよう努めるべきである。

- 2 協会は、各種の施策により、視聴者の意向の吸収を図つてきているが、その集約結果を事業運営に一層反映させる方策を講ずるとともに、視聴者の協会に対する理解と信頼を深めるための施策を、今後とも創意と工夫を凝らして実施すべきである。

## 理 由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和57年度收支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなつてゐるからである。

放送法第37条第1項の規定に基づき、  
承認を求める件(内閣提出)に因する認可  
書

1 本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和五十七年度取支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第37条第2項の規定に基づき、國会の承認を求めるものである。

なお、本件には、「おおむね適切なものと認められる。」との郵政大臣の意見が付されていふ。

		経常事業収入
普通契約	月額	五一〇円
カラーアクセス	月額	八八〇円
田、十一か月分前納の場合には、普通契約	田、十一か月分前納の場合には、普通契約	一一、八六九億七、九九七万六千円
約11、八六〇円、カラーアクセス四、八四〇	田、十一か月分前納の場合には、普通契約	一一、八六七億七、六九七万六千円
田、七一〇円、カラーアクセス九、大八〇円と	田、十一か月分前納の場合には、普通契約	一一、八六七億七、六九七万六千円
わざや、丹波県の区域においては、特例措	田、十一か月分前納の場合には、普通契約	一一、八六七億七、六九七万六千円
置として、次のとおりとする。	田、十一か月分前納の場合には、普通契約	一一、八六七億七、六九七万六千円
着用契約	月額	四一〇円
カラーアクセス	月額	七六〇円
ただし、六か月分前納の場合には、普通契	ただし、六か月分前納の場合には、普通契	約11、一五五円、カラーアクセス四、一八〇
約11、一五五円、カラーアクセス四、一八〇	田、十一か月分前納の場合には、普通契約	田、十一か月分前納の場合には、普通契約
田、十一か月分前納の場合には、普通契約	田、十一か月分前納の場合には、普通契約	田、十一か月分前納の場合には、普通契約
四、五一〇円、カラーアクセス八、三六〇円と	四、五一〇円、カラーアクセス八、三六〇円と	四、五一〇円、カラーアクセス八、三六〇円と
ある。	ある。	ある。
1 収支予算書	2 事業計画	3 建設計画
(事業収支)		
事業収入		
11' 八七一億三、三九七万六千円		
事業支出		
11' 八七一億三、三九七万六千円		
(資本収支)		
資本収入 三八七億二、四八六万九千円		
資本支出 三八七億二、四八六万九千円		
また、事業収支から特別収入及び特別支		
出を除いた経常事業収支は、		
なお、放送衛星についても必要な設備の		

整備を進める。

ラジオ放送については、中波放送所の増力整備等を進めるほか、中波放送局二局の建設を完成するとともに、FM放送局五局の建設を完成し、三局の建設に着手する。

その他、演奏所、放送設備、研究設備及び一般施設の整備を行う。

#### (二) 事業運営計画

(1) 要員については、業務の効率化を積極的に推進して、年度内に一六〇人の減員を行い、総員を一六、三一〇人とする。

(2) 国内放送については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送においては、総合放送は、夜間番組の刷新、特別企画番組の積極的編成、開発においては、音声多重放送の放送時

間と放送地域の拡充を行う。教育放送は、生涯教育に資する番組の充実と学校教育番組の刷新を行う。ローカル放送は、地域の特性に即した番組を充実して、サービスの向上を図る。

ラジオ放送においては、第一放送は、ニュース、報道番組を刷新し、第二放送は、生涯教育に資する番組を中心に充実刷新を図る。また、FM放送は、その特性を生かした音楽番組を中心充実を図る。

(3) 國際放送については、諸外国との経

#### 済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行ふとともに、受信の改善に努める。

(4) 広報及び営業活動については、地域の特性に即したきめ細かい施策により、視聴者の意向の吸収、反映に努めるとともに、協会の基本的性格等について、視聴者との理解と信頼を深めるための諸活動を強化する。

また、受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、受信料の增加と受信料の確定な取扱いに努める。

なお、受信料免除について、「基地周辺受信者」及び「射撃場周辺受信者」に対する受信料の免除を廃止する。

(5) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して我が國放送文化の発展に資する。

(6) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を推進して、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

(7) 前年度に引き続き、通信・放送衛星機構に対して出資を行う。

#### (三) 有料契約者見込

普通契約において、年度初頭二三三万五千、年度内減少五万、年度末二二七万五千、また、カラーライブにおいて、年度初頭二、六七七万八千、年度内増加五五万、年度末二、七三二万八千と見込み、その結果、有料契約者総数は、年度初頭一、九一〇万三千、年度内増加五〇万、年度末二、九六〇万三千と見込んでいる。

#### 3 資金計画

(1) 年度内の入金額は、総額三、〇八六億円、〇一三万七千円を予定しているが、そ

の内訳は、受信料については、受信料収入

予算二、八一億九、〇一四万九千円から年度内に収納に至らないものを控除した受

信料収納額二、六九九億四、二四五万三千円、放送債券については、九〇億円発行による入金額八九億三、二五〇万円、長期借

入金については二六億八、六〇〇万円、そ

の他の入金二七〇億四、九〇九万四千円となつていている。

八六万六千円を予定しているが、その内訳

は、事業経費一、五二四億九、八五一萬六千円、建設経費三〇〇億円、放送債券の償

還七億七、〇〇〇万円、長期借入金の返還

三五億一、九〇〇万円、出資三億二、六八

六万九千円、その他の出金二〇五億八、〇

四八万一千円となつていて。

#### 三 本件の議決理由

日本放送協会の昭和五十七年度取支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十七年三月二十四日

衆議院議長 福田 一殿  
通信委員長 水野 清

衆議院議長 福田 一殿

商業登記法の一部を改正する法律案

昭和五十七年三月五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

国会に提出する。

内閣総理大臣 鈴木 善幸

商業登記法の一部を改正する法律案

商業登記法(昭和三十八年法律第百一十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第六号中「第三十五条第三項」の下に「若しくは第三十五条の二第三項」を加える。

第三十五条の見出しを「本店の移転等に係る商号の仮登記」に改め、同条第一項中「移転すべき」を「移転すべき」に改め、「登記所」の下に

「その商号、目的又は商号及び目的を変更しようとするときは本店の所在地を管轄する登記所

に」を加え、同条第二項及び第三項を次のように

「を」と加え、同条第二項及び第三項を次のように

「を」と加え、同条第二項及び第三項を次のように

「を」と加え、同条第二項及び第三項を次のように

「を」と加え、同条第二項及び第三項を次のように

「を」と加え、同条第二項及び第三項を次のように

改め、同条第四項を削る。

2 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 商号

二 目的（第四号及び第五号に規定する商号の仮登記に限る。）

三 本店

四 本店の移転に係る商号の仮登記にあつては、本店を移転すべき市町村

五 商号の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき商号

六 目的の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき目的

七 商号及び目的の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき商号及び目的

八 本店移転の登記又は商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記までの期間

3 前項第八号の期間は、本店移転の登記については三年、商号、目的又は商号及び目的の変更の登記については一年を超えることができない。

第三十五条の次に次の二条を加える。  
（株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記）

第三十五条の二 発起人又は社員（以下この節において「発起人等」という。）は、株式会社又は有限公司を設立しようとするとときは、本店の所在

地を管轄する登記所に、商号の仮登記を申請することができる。

2 前項の規定による商号の仮登記において登記消の申請」を付し、同条第一項を次のように改めすべき事項は、次のとおりとする。

一 商号

二 目的

三 本店が所在すべき市町村

四 発起人等の全員の氏名及び住所

五 設立の登記までの期間

6 前項第五号の期間は、一年を超えることがで

きない。

（商号の仮登記のための供託）

第七条の三 商号の仮登記をするには、政令で定める額の金銭を供託しなければならない。

第三十六条に見出しとして「（予定期間の伸長の登記等）」を付し、同条第一項中「会社」の下に「又は」を加え、「予定期間の伸長の登記等」を付し、同条第一項中「会社」の下に「又は」を加え、「予定期間の伸長の登記等」を付するには、政令で定める額の金銭を供託しなければならない。

第三十七条第二項中「会社」の下に「又は」を加える。

第三十八条を次のように改める。

（商号の仮登記の申請書の添付書類等）

第三十八条 商号の仮登記の申請書及び第三十六条第一項の登記の申請書には、供託物受入れの記載がある供託書の謄本を添付しなければならない。

第三十九条に見出しとして「（商号の仮登記と第二十七条の規定の適用）」を付する。

第四十条 登記官は、次の場合には、商号の仮登記を抹消しなければならない。

一 会社又は会社を代表すべき者が予定期間内に本店移転の登記、商号、目的若しくは商号の代表者の印鑑の証明書を、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の申請書には定款を添付しなければならない。

2 会社は、第三十五条第二項第一号から第三号の次に次の二項を加える。

第三十五条の二 発起人等を「発起人等」に、「前

六 条第一項又は前条第一項の規定による申請を

限りでない。

第三十七条に見出しとして「（商号の仮登記の抹消の申請）」を付し、同条第一項を次のように改め

るべき事項は、次のとおりとする。

一 商号

二 目的

三 本店が所在すべき市町村

四 発起人等の全員の氏名及び住所

五 設立の登記までの期間

6 前項第五号の期間は、一年を超えることがで

きない。

（商号の仮登記のための供託）

第三十六条第三項の登記の申請書には、発起人等の氏、名又は住所の変更の登記の申請を

してある場合において、商号を変更したとき、商号の仮登記をしている場合において、本店を他の市町村に移転したとき。

三 商号の仮登記の必要がなくなつたとき。

第三十七条第二項中「会社」の下に「又は」を加える。

第三十八条を次のように改める。

（商号の仮登記の申請書の添付書類等）

第三十八条 商号の仮登記の申請書及び第三十六条第一項の登記の申請書には、供託物受入れの記載がある供託書の謄本を添付しなければならない。

第三十九条に見出しとして「（商号の仮登記と第二十七条の規定の適用）」を付する。

第四十条 登記官は、次の場合には、商号の仮登記を抹消しなければならない。

一 会社又は会社を代表すべき者が予定期間内に本店移転の登記、商号、目的若しくは商号の代表者の印鑑の証明書を、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の申請書には定款を添付しなければならない。

2 会社は、第三十五条第二項第一号から第三号

の次に次の二項を加える。

第三十五条の二 発起人等を「発起人等」に、「前

六 条第一項又は前条第一項の規定による申請を

するには、申請書に会社の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

4 本店の移転に係る商号の仮登記についてする登記の申請書には、前項に規定する書面及び会社の本店の所在地において登記をしたことを証する書面を添付しなければならない。

5 第三十六条第三項の登記の申請書には、発起人等の氏、名又は住所の変更の登記の申請をする場合を除き、定款を添付しなければならない。

6 第二十一条第一項及び第二項の規定は、本店の移転に係る商号の仮登記及び株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記に関する申請について、適用しない。

第三十九条に見出しとして「（商号の仮登記と第二十七条の規定の適用）」を付する。

第七条を次のように改める。

（商号の仮登記の職權抹消）

第四十条 登記官は、次の場合には、商号の仮登記を抹消しなければならない。

一 会社又は会社を代表すべき者が予定期間内に本店移転の登記、商号、目的若しくは商号の代表者の印鑑の証明書を、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の申請書には定款を添付しなければならない。

二 会社又は会社を代表すべき者が本店移転の登記、商号、目的若しくは商号及び目的の変

更の登記又は設立の登記をしないで予定期間が経過したとき。  
第四十一条に見出しとして「供託金の取戻し等」を付し、同条第一項を次のように改める。

予定期間内に本店移転の登記、商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記又は設立の登記がされたときは、会社又は発起人等は、供託金を取り戻すことができる。ただし、第三十七条第一項第一号又は第二号に掲げる場合には、この限りでない。

第四十二条中「及び第三十五条第二項第三号」を「、第三十五条第一項第四号、第三十五条の二第二項第三号及び第三十七条第一項第二号」に改める。

第八十七条第二号中「商法」を削る。

附 則  
この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

最近の社会経済情勢にかんがみ、商号の仮登記の制度を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 商業登記法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本奏は、商号専用権の悪用を防止し、商号の

保全を図るために、商号の仮登記の制度を拡大しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 会社は、その商号又は目的を変更しようとするとときは、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができるものとする。

2 発起人又は社員は、株式会社又は有限会社を設立しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができるものとする。

3 新設に係る商号の仮登記の予定期間は、一年を超えることができないものとする。

二 議案の可決理由  
本案は、最近における商号に関する運用状況等にかんがみ、商号の仮登記の制度を拡大しようとするとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十七年三月二十六日 法務委員長 羽田野忠文

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「改正規定」の下に「並びに附則第四項の規定」を加える。

附則に次の一項を加える。

4 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの

昭和五十七年三月二十六日

提出者

議院運営委員長 内海 英男

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

理由

議員の歳費月額について、昭和五十八年三月三十一日までの間、従前の額に据え置くこととする規定にかかわらず、昭和五十八年三月三十一日までの間は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十七号）による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額とする。

附則に次の一項を加える。

議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、昭和五十八年三月三十一日までの間は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十七号）による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額とする。

右の議案を提出する。

昭和五十七年三月二十六日 提出者

議院運営委員長 内海 英男

提出者

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一項の三第一項第四号中「二十年以上」を「二十一年以上」に改め、同号の次に次号を加える。

五 在職期間が二十五年以上の場合 百分の二

## 附則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

## 理由

在職期間が二十五年以上の国會議員の秘書に対する勤続特別手当の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十七年三月二十六日 衆議院会議録第十三号

四九一

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

## 発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 二二二二 (大代) 于 105

二三〇円部  
二三〇円部